

第2章 ボランティア活動の変遷

阪神・淡路大震災では多くのボランティアが被災地に駆け付け、災害の救援・復旧にボランティアが欠かせない存在であることを印象づけるとともに、人々のボランティア活動への関心を高め、多くのボランティアグループや NPO 法人の誕生へとつながった。本県ではこうした動きを今後の地域づくりに生かすため、ボランティア活動支援の基盤づくりに取り組んできた。

この章では、本県におけるボランティア活動の変遷を振り返る。

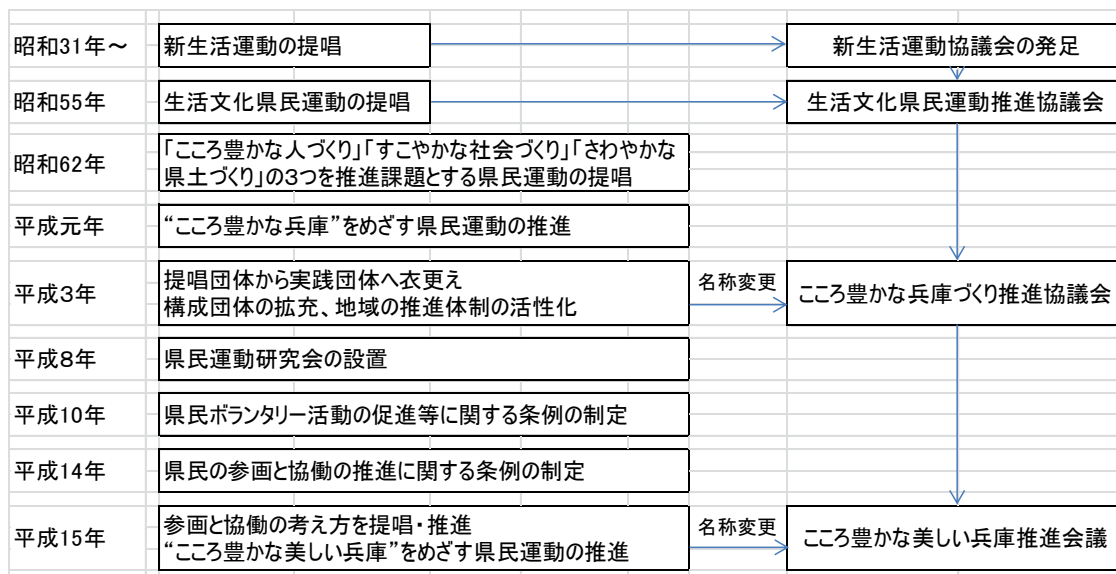
1 阪神・淡路大震災以前の主な取り組み

(1) 県民運動の推進

兵庫県では、昭和 30 年代初頭から消費者問題を中心に、生活の合理化・科学化を唱える「新生活運動協議会」が結成され、各種団体によって活発な運動が展開された。その後、高度経済成長の終焉とともに、消費者問題だけでなく、老人介護や青少年の健全育成、環境など様々な問題がおり、県民一人ひとりが自らの暮らしや生き方を見直し、真に豊かな生活をめざし、自立と連帯のなかで実践していくための「生活文化県民運動」を昭和 55 年に提唱、「生活文化県民運動推進協議会」が設立された。

昭和 62 年には、地域づくりや福祉、教育など、すべての人々に関わりのある課題に対し、県民一人ひとりが自由に発想し、自ら実践して全体として調和のとれた自律社会を目指す運動として、「こころ豊かな人づくり」「すこやかな社会づくり」「さわやかな県土づくり」を推進課題とする県民運動が提唱され、平成元年からは3つの運動を総称して「“こころ豊かな兵庫をめざす” 県民運動」として推進。これに呼応して、平成3年には自治会、婦人会、消費者協会、子ども会、老人会等 県域の主な団体で構成する「こころ豊かな兵庫づくり推進協議会（現「こころ豊かな美しい兵庫推進会議）」が設立されるなど、時代の課題や県民生活の変化等を踏まえた多彩な県民運動が県内各地域で展開され、県民やボランティア団体の自発的で自律的な意識が育まれている。

【兵庫県における県民運動と推進会議の推移】



(2) 社会福祉協議会の取組

戦後、地域福祉は行政ではなく住民の主体的な関わりが重要との考えから、昭和 26 年以降、地域福祉を推進する中核機関として都道府県・市区郡町村社会福祉協議会（社協）が組織された。

また、イギリスで重要施策として取り組まれていた「ボランティアセンター」の設置が日本でも検討されたが、ボランティアという言葉に馴染みがなかったため、ボランティアを「善意」、登録・派遣調整機能を担うセンターを「銀行」と訳した、現在のボランティアセンターの前身となる「善意銀行」が昭和 37 年以降、全国の社協で設立された。兵庫県内の市区郡町村社協も昭和 37 年以降「善意銀行」を設立。兵庫県社協では昭和 38 年 6 月 1 日に「善意銀行」が設立されたことから、兵庫県では「善意銀行」の県内全域への普及を受け、昭和 39 年より毎年 6 月 1 日を“善意の日”として提唱している。

昭和 40 年代になると、兵庫県内各地の社協で「ボランティア講座」が開催され、勤労青年や主婦層を中心にボランティア活動への参加が広まった。兵庫県社協では、昭和 43 年度より県内のボランティアが一堂に会する研修と交流の場として「ボランティアのつどい」を開催し、昭和 45 年には「県ボランティアセンター」を開設、昭和 52 年にはボランティア活動中の事故への備えとして「ボランティア災害救済制度」が発足し、昭和 57 年にはコーディネーターの養成やボランティアリーダー育成のための「ボランティアカレッジ」を創設した。

昭和 58 年度には、兵庫県内全市町社協に住民のボランティア活動の拠点となる「ボランティアセンター」が設置され、昭和 63 年度からは市町社協のボランティアコーディネーターの常勤・専任化が進んだ。また、平成 2 年度からは、(財)ひょうご地域福祉財団が運営する『ボランティア基金』を活用したボランティアグループへの活動助成等が実施され、平成 3 年度からはボランティア入門教室が開催されるなど、県・市町社協ボランティアセンターでは、福祉ボランティアを中心にボランティア活動への支援が行われてきた。

(3) 兵庫県ボランティア協会の取組

昭和 42 年 神戸・阪神地域を襲った大水害での復旧ボランティア活動を契機に、ボランティアの力を結集するため、「ボランティア協会兵庫ビューロー」（現在の「兵庫県ボランティア協会」）が発足。昭和 44 年からは兵庫県社協内に事務局を置き、「ボランティアのつどい」や「ボランティア入門講座」等を兵庫県社協と協働で開催するなど、地域のボランティアグループやその連絡体とのネットワークを有する県域の実践団体として、地域福祉を推進するために取り組んできた。

(4) コープこうべ、神戸ライフ・ケア協会の取組

大正 10 年 社会運動家 賀川豊彦の指導により、“助け合いによる生活の安定と向上”をめざし、神戸購買組合と灘購買組合を創設。昭和 37 年合併により灘神戸生活協同組合（現在の「生活協同組合 コープこうべ」）となる。同年、助け合いと奉仕の福祉ボランティアをモットーとしたボランティアサークル「ともしびグループ」が発足し、組合員が自主的に地域に根差した活動を展開してきた。

昭和 58 年には高齢者が地域で自立して暮らせるよう、日常の買い物や食事づくり、掃除、洗濯、話し相手などを組合員どうしが有償で助け合う「コープくらしの助け合いの会」を、昭和 63 年からは高齢者のために食事を作り、組合員集会室で一緒に食事をしたり、食事を家庭へ届ける「コープふれあい食事の会」を開始するなど、ボランティアサークル活動を広げている。

また、昭和 57 年に設立された「神戸ライフ・ケア協会」（現在の「特定非営利活動法人 神戸ライフ・ケア協会」）では、全国に先駆けて住民参加型在宅福祉ボランティアグループとして、ボランティアが有料で家事援助を行う“有償ボランティア”を実施している。

2 阪神・淡路大震災におけるボランティア活動

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、死者6,434名、全半壊家屋約25万棟という大規模な被害をもたらし、ピーク時は約31万人が避難所での生活を強いられた。

甚大な被害の状況がマスコミで報道されたことから、震災直後より全国から数多くのボランティアが駆け付け、震災後1カ月間は1日平均2万人、震災後1年間では137万7千人が活動した。

活動内容も、避難所の運営支援、救援物資の搬出・搬入、炊き出しから、仮設住宅等への友愛訪問、外出介助、清掃活動、ふれあいを目的としたイベント、自治会づくり、こころのケア、引っ越し手伝いなど多岐にわたった。

阪神・淡路大震災では、「過去にない多くのボランティアが駆け付けた」「学生や社会人等それまでボランティアの経験がなかった人が多数参加した」「ボランティアが行政を補完する重要な役割を果たした」ことから、平成7年は『ボランティア元年』と呼ばれている。

阪神・淡路大震災以降、災害時にはボランティアの存在が欠かせないものになるとともに、県民にとってボランティア活動が非常に身近なものになった。

阪神・淡路大震災では発災直後、ボランティアニーズとボランティアを効果的に結びつけることができなかったと言われている。

その理由として

- ① 予想を遥かに超える規模の災害だった
- ② 想定を超える大勢のボランティアが被災地に駆け付けた
- ③ ボランティア活動が初めてで、食料や寝袋を持たずに軽装でやってくるボランティアへの対応が必要だった
- ④ 災害ボランティアセンターの設置・運営について取り決めがなかった
- ⑤ ボランティアコーディネーターの機能に、大規模災害への対応を想定していなかった
- ⑥ ボランティアニーズが大量でかつ短期間に変化するため、把握が困難だった

等があげられ、こうした課題への対応が、その後の災害ボランティアの受入体制やコーディネート等を考える際の礎となっている。

(表) 阪神・淡路大震災 一般ボランティア活動者数 (人)
(兵庫県県民生活部生活文化局生活創造課調べ)

		ボランティア数	累計
H7	1月17日～2月17日	620,000	620,000
	2月18日～3月16日	380,000	1,000,000
	3月17日～4月3日	130,000	1,130,000
	4月4日～4月18日	40,000	1,170,000
	4月19日～5月21日	36,000	1,206,000
	5月22日～6月20日	21,000	1,227,000
	6月21日～7月23日	26,000	1,253,000
	7月24日～8月20日	22,000	1,275,000
	8月21日～9月20日	28,000	1,303,000
	9月21日～10月20日	18,000	1,321,000
	10月21日～11月20日	19,000	1,340,000
	11月21日～12月20日	15,000	1,355,000
	12月21日～1月20日	22,000	1,377,000
H8	1月21日～12月31日	201,000	1,578,000
H9	1月1日～12月31日	222,000	1,800,000
H10	1月1日～12月31日	330,000	2,130,000
H11	1月1日～3月31日	36,000	2,166,000

～阪神・淡路大震災では若年層が活躍～ 【避難所のボランティア活動調査 (H7.2.22～3.3)より抜粋】

[年代] 20歳未満 23% 20歳代 50% 30歳代 10% 40歳代 9% 50歳代以上 7%

[職業] 大学生・短大生・専門学校生 45% 高校生以下 12% 主婦 9%
会社員 8% 自営業 4% 定年退職者 1%
その他(フリーアルバイト・無職等) 21%

[住所地] 県内 35% 県外 63%

[経験] 初めて 69% 経験あり 29%

* 未回答があるため、合計は100%にならない

(1) 国の取組

平成7年1月23日 厚生省、全国社協、近畿ブロック府県社協、大阪府等が中心となり、大阪府社協内に全国的な救援組織として、「社会福祉関係者兵庫県南部地震救援合同対策本部」を設置。県外からの全国的なボランティアの登録、コーディネートなどを行った。

1月24日に西宮市、2月1日に加古川市、津名郡一宮町、2月3日に芦屋市、2月8日に神戸市兵庫区に近隣府県等の社協が責任者となって現地事務所を開設した。

(2) 県・県社協の取組

発災当初、自治体の災害対策本部や総務部門などがボランティアの対応を行ったが、受入体制が整わず、ボランティアが個別に避難所に入り、混乱する状況も発生した。この混乱は、県・市社協やボランティア団体等がボランティアセンターを設置して、ボランティアの受け入れやコーディネートをするようになって次第に解消していった。

【県の取組】

- 平成7年1月22日 県災害対策総合本部緊急生活救援部に、県すこやかな社会づくり推進室と県社協ボランティアセンター職員で編成する『ボランティア推進班』を設置。

県社協ボランティアセンターと一体でボランティア活動の広域的な調整やニーズ把握などを中心に支援。

*関係機関とのネットワークの形成

円滑なコーディネートを図るため、関係機関とのネットワークを形成。

*広域調整と情報提供

広域的なボランティアニーズについて取りまとめ、報道機関への資料配布を通じて全国にボランティアを募集。

*ニーズ及び活動実態の把握

避難所緊急パトロール隊や救護対策現地本部の活動等を通じて、ボランティア数やニーズの把握等に努め、市町社協ボランティアセンターに情報提供。

- 平成7年3月15日からは県震災復興総合相談センターを開設し、震災に係るボランティアの相談・情報提供等を実施。

- 平成7年3月17日 被災地に駆け付けてくれた多くのボランティアに感謝するとともに、ボランティアが一堂に集まり、自立復興に向けた今後のボランティア活動のあり方について考えるため、“ふれあい自立・ネットワーク”をテーマに「阪神・淡路大震災 ありがとうボランティアの集い」を開催。

【県社協の取組】

- 県社協では、平成7年1月21日 県社協震災対策プロジェクトを発足させ、その中にボランティア専門部を設置。県内ボランティアの受入は、県社協ボランティアセンターで登録したうえで、被災地のボランティア窓口でコーディネート。県外からのボランティアについては平成7年1月23日から3月15日まで、大阪府社協に設置された「社会福祉関係者兵庫県南部地震救援合同対策本部」で登録、コーディネートを実施。
- 県社協で従来から設けていた「兵庫県ボランティア災害共済」は天災による事故は不担保だったため、平成7年1月26日より余震によるけがを補償対象とする「天災危険担保付行事用保険」制度を設置。特例として平成7年12月まで電話連絡のみで加入できる方式を採用。
- 夏休みを中心とした学生ボランティアによる被災地の支援活動を円滑に進めるため、平成7年8月1日から9月30日まで、兵庫県福祉センター（民間福祉活動の県域拠点として県が建設した建物。県社協が管理運営）に「学生ボランティアセンター」を開設。学生による事務局スタッフを配置し、情報提供、大学ボランティアセンターとの連絡等を実施。

(3) 市町・市町社協の取組

被災市町はそれぞれボランティア担当窓口を設置し、県社協や県内の被災地外市町社協、県外の社協、ボランティア団体等と協力しながら、ボランティアの活動を支援した。

県内の被災地外社協は5つのブロックに分かれ、平成7年2月2日から3月末まで被災地社協に対し、継続的に支援を行った。

【県内被災地外社協が、ブロックごとに被災地市町社協を応援】

- ◆西播磨（窓口：姫路市社協） → 尼崎市社協（2/10まで）、西宮市社協（2/10～）
- ◆東播磨南部（窓口：加古川市社協） → 芦屋市社協
- ◆東播磨北部（窓口：西脇市社協） → 伊丹市社協
- ◆北但豊岡（窓口：北但地区社協） → 宝塚市社協
- ◆南但丹波（窓口：丹南町社協） → 川西市社協

■神戸市

- H7.1.18 神戸市災害対策本部に「救援ボランティア窓口」設置。医師・看護婦など専門職ボランティアを受付。
- H7.1.22 ボランティアの窓口を一応締め切り、神戸市民福祉人材センター（神戸市社協）が引き継いで一般ボランティアの活用を図る。
- H7.1.31 在宅者支援ボランティア募集。
- H7.3.11 被災直後、区レベルでボランティアを受け入れるシステムが設置されていなかったため、各区異なった形態で組織化に取り組んでいたが、兵庫区ボランティアセンターの開設を皮切りに H7.6.15 までに全区社協にボランティアセンターを開設。ボランティア支援のため、各区役所庁舎スペース、通信・事務機器、食事等を提供。

■尼崎市

- H7.1.25まで 会計室でボランティアを受付。
- H7.1.26以降 同和対策室で登録したボランティア活用のための取組開始（ボランティア登録名簿を支援項目で分類。要請があれば名簿から探し、派遣）
ボランティア利用を呼びかけるPRを市報、ケーブルTV、日刊紙、TVで実施。

■芦屋市

- H7.1.19～ 市災害対策本部にボランティア班を設置。ボランティアの募集・登録を開始。生活文化課相談室をボランティアグループに提供。
- H7.1.21～ ボランティアによる「ボランティア委員会」発足。市、宿泊施設、活動拠点、事務用品等の確保に関する支援、避難所物資等に関する行政情報を提供。

■西宮市

- H7.1.18 人事部をボランティアの受入れ担当に位置付け、体制を整備。人事部とボランティアの代表が協議の上、ボランティアの受付・派遣をボランティア自身で行うシステムを構築。市の各部局からの派遣要請を人事課で集約した上で、ボランティア窓口に要請。窓口で調整後、ボランティアを派遣。
医師、看護婦、建築士等専門ボランティアの申し出は担当部局を紹介。医療関係ボランティアについては「関西NGO」が受付・派遣を担当。
途中から、受付・派遣に関わる複数のボランティア団体に市も参加して「西宮ボランティアネットワーク」として組織化。
- H7.1.24 大阪府社協内に設置された「兵庫県南部大震災救援対策本部」の「西宮現地事務所」を西宮市社協ボランティアセンターに開設。3月15日までの間、府社協職員が責任者となって、ボランティアの受入や活動調整、被災者相談業務、在宅被災者の家庭訪問等に従事。

■伊丹市

- H7.1.17～ 市役所内災害ボランティア受付において救援物資の仕分け等のボランティア受入を担当。市社協ボランティアセンターで民生児童委員による要援護世帯の家庭訪問被害状況調査を担当。
被害状況調査結果による個別ニーズに対応するため、市と市社協が連携しながら、新聞・ラジオ等のマスメディアを活用して広くボランティアを募集。市社協が中心となってコーディネートを実施。
その後、仮設住宅支援において、ふれあいセンターの運営等については、「伊丹ボランティア連絡会」が中核となって活躍。
- H7.4.1～ 社協ボランティアセンターで、一括して登録・コーディネートを実施。

■宝塚市

- H7.1.20 市災害対策本部でボランティア本部の設置を決定。市社協にボランティアコーディネーターの派遣を要請。
- H7.1.21~ 市庁舎グランドフロア災害対策本部の横で受付と業務のコーディネートを開始。
- H7.2.28 ボランティアニーズも緊急のものは脱しつつあったため、本部を解散。
遠方のボランティアは帰り、3月からは地元や通いのボランティアで対応。引越、炊き出し等のコーディネートを4月までは市庁舎で、その後は市社協で実施。

■川西市

- H7.1.23 市災害対策本部の依頼に基づき、ボランティアの受付、登録、コーディネートを市社協ボランティア活動センターで、炊き出しボランティアを市災害対策本部で実施。職員に加え、ボランティア連絡協議会の役員がボランティアの受付を、学生ボランティアがボランティア登録、派遣状況等の整理・入力を、その他ボランティアが事務的補助を担当。
ボランティアニーズの発掘は、看護ボランティア等が中心となり実施。

■明石市

- H7.1~ 市社協ボランティアセンターにボランティア窓口を設置。市災害対策本部や民生委員と協力してニーズの把握に努めるとともに、情報収集と現状把握のため、各避難所に2名程度ボランティアを配置。
ボランティア連絡会に登録していたグループが、日常の活動を活かした介助・介護、安否確認を実施。新たに登録した一般ボランティアは避難所での手伝いや入浴介助などで活躍。

■三木市

- H7.1~3 市社協で、神戸市から搬送される透析患者の受入、救援物資の仕分けと搬出、神戸市や明石市における出張炊き出しや三木市への避難住民に対する炊き出し等のためのコーディネートを実施。

■淡路市

(旧:津名郡淡路町、津名町、北淡町、一宮町、東浦町)

- H7.2.1~ 徳島県社協を中心とする四国四県社協と淡路地区社会福祉連合を中心とする島内市町社協の運営による「ボランティアベースキャンプ」設置。
北淡町は北淡町ボランティア事務局を設置。一宮町は2月は遠田老人福祉センターに、3月からは一宮町高齢者生活福祉センターに、それぞれ事務局を置いて、ボランティアをコーディネート。

■洲本市

(旧:洲本市、津名郡五色町)

- H7.2.17 洲本市・五色町社協が、給食ボランティアグループによる炊き出しを一宮町(現:淡路市)に届ける活動を実施。
- H7.2~3 徳島県社協を中心とする四国4県社協と淡路地区社会福祉連合を中心とする島内市町社協により共同設置された「ボランティアベースキャンプ」のうち、一宮町(現:淡路市)での運営支援開始。H7.3.23まで、ニーズ把握のためのカードやボランティア受入に対する理解促進のためのチラシ配布。
民生委員との協力のもと、ボランティア登録事務、ボランティアニーズに対するマッチングのほか、島外からのボランティアの船着き場から「ボランティアベースキャンプ」までの送迎を実施。

■南あわじ市

(旧:三原郡三原町、緑町、西淡町、南淡町)

- H7.1.19~2.17 救援物資の仕分け作業ボランティアを募集し活動。仕分け後、北淡町・一宮町に送付(三原町)
- H7.2 理容師による散髪ボランティアや避難所における傾聴ボランティアの一宮町での活動をコーディネート(緑町)
- H7.2~4 北淡町・一宮町に家屋整理や入浴送迎、引越作業等のためのボランティアを派遣(緑町・西淡町・三原町・南淡町)
- H7.2~3 「淡路島支援ボランティアベースキャンプ」の運営支援のため、職員を派遣(緑町・西淡町・三原町)

(4) 団体等の取組

「こころ豊かな兵庫づくり推進協議会（現 こころ豊かな美しい兵庫推進会議）」の構成団体である被災地内外の自治会・婦人会・老人会などの地域団体のほか、農協(JA)や労働組合なども救援物資の受入・仕分け・搬送、避難所での炊き出し、募金等を実施した。

従来からボランティア活動に取り組んでいたYMCAや日赤奉仕団、コープこうべなどの団体も、炊き出し、救援物資の搬送のほか人的派遣、ボランティアのコーディネート、巡回診療、仮設住宅周辺的生活安全マップづくりなどを行った。

また、専門の技能をもつ医療関係のボランティア（医師や看護師、保健師、薬剤師、衛生検査技師等）、建築関係のボランティア（建築士、土地家屋調査士、不動産鑑定士等）、介護ボランティア、情報ボランティアなども活躍した。

震災直後にボランティアや関係団体により結成され、被災地で活動した「阪神大震災地元NGO救援連絡会議（現：被災地NGO協働センター）」や「西宮ボランティアネットワーク（現：日本災害救援ボランティアネットワーク）」等は、その後も団体間でのネットワークを活かして全国の被災地で活動している。

(5) 企業・大学の取組

企業も、震災後、水・食料・物資の提供、避難所として自社施設の開放など、被災者への物的支援だけでなく、従業員が被災地に出向き、避難所の運営や物資の配分を行う等人的支援を行った。

また、大学も避難住民への施設の開放、救援物資の受入・仕分け等を行い、神戸大学や関西学院大学では学生によるボランティアセンターを設置する等、地域に貢献した。

◆互助の大切さを実感◆

阪神・淡路大震災では地震直後約16万4千人が、がれきの下敷きになり、自力で脱出することができなかった人が約3万5千人にのぼった。そのうち、近隣住民の助け合いで早期に救出された約2万7千人のうちの8割は生存していたが、消防・警察・自衛隊が救出した約8千人の半数は亡くなった。

大規模災害では公助の果たせる役割には限界があり、私たちは震災で改めて近隣の助け合い（互助）の大切さを学んだ。

◆1月17日は『おむすびの日』◆

阪神・淡路大震災発生後、被災地周辺の農家や農協(JA)女性部員がいち早く炊き出しに駆けつけ、自家用の米を出し合っておむすびを握り、被災者に届けた。

被災者がおむすびに助けられた体験をきっかけに、「ごはんを食べよう国民運動」がはじまり、食の大切さとボランティアの善意を伝えていく記念の日として、平成12年11月、ごはんを食べよう国民運動推進協議会は、1月17日を『おむすびの日』と定めた。

3 阪神・淡路大震災をきっかけとしたボランティア活動の広がり

阪神・淡路大震災を契機にボランティア活動や市民活動への関心が高まり、数多くのボランティア活動に取り組むNPO法人や任意団体が生まれ、その必要性が強く社会に認識されたことにより、活動を支えるための仕組みや場の必要性が強く認識されるようになった。

(1) 法・条例の整備

① 「災害対策基本法」の改正（平成7年12月改正、平成25年6月改正）

阪神・淡路大震災を受けて平成7年12月に災害対策基本法が改正され、国及び地方公共団体が「ボランティアによる防災活動の環境の整備に関する事項」の実施に努めなければならないことが法律上明確に規定された。

ボランティアという言葉が、我が国の法律に明記されたのはこれが初めてである。

◆平成7年改正◆

（施策における防災上の配慮等）

第8条の2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

13 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

さらに、東日本大震災後の平成25年の改正では、国及び地方公共団体とボランティアとの連携が規定された。

◆平成25年改正◆

（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

第5条の3 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

② 防災基本計画及び地域防災計画での規定

平成7年7月、国の災害対策の基本となる防災基本計画のなかに、「防災ボランティア活動の環境整備」及び「ボランティアの受入れ」に関する項目が設けられた。

また、災害対策基本法に基づき、都道府県や市町の防災会議がそれぞれの地域の実情に即して作成する「地域防災計画」（災害対策全般にわたる基本的な計画）のなかにも、災害ボランティア活動の支援について定めている。「兵庫県地域防災計画」も、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成8年に抜本的に見直しを行い、その後も大規模災害の教訓や災害対策基本法の改正等を踏まえ、見直しを行っている。

■国の「防災基本計画」よりボランティアに関する主な部分を抜粋■

◆国民の防災活動の環境整備「防災ボランティア活動の環境整備」

- 地方公共団体は、平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。
- 国及び地方公共団体は日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
その際、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。

◆自発的支援の受入れ

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられるが、国、地方公共団体及び関係団体は、それらの申入れに対して、適切に対応する。

○ボランティアの受入れ

国、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。
ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

■「兵庫県地域防災計画」よりボランティアに関する主な部分を抜粋■

◆災害応急対策への備えの充実「災害ボランティア活動の支援体制の整備」

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及び場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時からの災害ボランタリー活動の支援体制の整備について定める。

1 災害ボランティア活動の環境整備

- (1) 災害ボランティア活動支援マニュアルの作成
- (2) 受入体制の整備
- (3) ボランティア活動の支援拠点の整備
- (4) 資機材等の確保等
- (5) 災害ボランティア支援団体との平時からのネットワークづくり

2 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 災害ボランティアの受入体制の整備
- (2) 災害ボランティアの活動環境の整備
- (3) 災害ボランティア等の確保
- (4) その他必要な事項

◆円滑な災害応急活動の展開「災害ボランティアの派遣・受入れ」

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及び場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合における災害ボランティアの派遣・受入れについて定める。

1 災害ボランティアの受入れ

- (1) 災害ボランティアの受入体制
- (2) 災害ボランティアの確保と調整
- (3) 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項

2 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 災害ボランティアの受入体制
- (2) 災害ボランティアの受入・紹介窓口の開設
- (3) その他必要な事項

③ 「特定非営利活動促進法（NPO 法）」の制定（平成 10 年 3 月成立、同年 12 月施行）

阪神・淡路大震災で活躍したボランティア団体のほとんどが法人格のない任意団体だったことから、民間非営利団体の活動を確固たるものにするためには法人化が必要という社会的認識が生まれ、議員立法により制定された。

兵庫県内の認証 NPO 法人数は、平成 12 年 3 月時点では 50 法人だったが、平成 26 年 3 月には 2,018 法人、平成 27 年 2 月では 2,087 法人と年々増加し、活動も福祉、子育て支援、環境保全、まちづくりなど、多彩な分野に広がっている（P51「兵庫県内のボランティア活動団体の現状」参照）。

※NPO 法人の法律上の要件

- 1 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- 2 営利を目的としないものであること
- 3 社員（総会で議決権を持つ会員）の資格の得喪に関して不当な条件を付さないこと
- 4 役員のうち報酬を受け取る者の数が、役員総数の 3 分の 1 以下であること
- 5 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- 6 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- 7 暴力団でないこと、暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと
- 8 10 人以上の社員を有するものであること

また、平成 13 年度からは、NPO 法人のうち、運営組織や事業活動が適正かつ公益の増進に資することについて一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたものを「認定 NPO 法人」とし、税制上の優遇措置を受けることができるようになった。

※認定 NPO 法人となるための基準

- 1 パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること
*PST とは「パブリック・サポート・テスト」の略で、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準であり、認定基準のポイントである
- 2 事業活動において共益的な活動の占める割合が 50% 未満であること
- 3 運営組織及び経理が適切であること
- 4 事業活動の内容が適正であること
- 5 情報公開を適切に行っていること
- 6 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- 7 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- 8 設立の日から 1 年を超える期間が経過していること
*認定の有効期間は認定の日から 5 年間

さらに、平成 23 年 6 月には、NPO 法人の活動の一層の支援と財政基盤の確立強化を目的に、特定非営利活動促進法（NPO 法）が大幅に改正され、平成 24 年 4 月より施行された（P56 参照）。

④ 「県民ボランティア活動の促進等に関する条例」の制定（平成 10 年 12 月施行）

「特定非営利活動促進法（NPO 法）」では、平成 10 年 12 月までに各都道府県が施行条例を定めることとされていた。兵庫県では、NPO 法の施行に必要な事項を定めるだけでなく、今後の成熟社会におけるボランティア活動の位置づけと、活動を促進するための基本的な施策を具体的に規定するとともに、条例の理念を明らかにする前文が置かれている。

【県民ボランティア活動の促進等に関する条例：前文】

未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災では、多くの掛け替えのない人命と住み慣れた街並みが失われた。この震災の経験は、これまで築き上げてきた既存の社会システムの脆弱さを気付かせるとともに、来るべき 21 世紀の社会の在り方を私たちに問い掛けた。他方、家族や地域における身近な人々の助け合いは、コミュニティの大切さを改めて認識する契機ともなった。さらに、県内はもとより、国内外から駆け付けてくれた数多くのボランティアや各種団体の活動のうねりは、新しい時代の芽生えを感じさせ、私たちに明るい希望を与えてくれた。

兵庫県ではこれまでも、福祉の増進、まちづくり、環境の保全等地域の課題の解決に向けて、地方公共団体や事業者等とも連携しつつ、県民の自発的で自律的な取組である県民運動が各地で繰り広げられるとともに、真の豊かさの実現に向けて、県民が主体的に行動する幅広い生活創造の活動が展開されてきた。このようにして培われてきた豊かな人間関係や相互協力の組織の存在が、地域の課題の解決への大きな礎となるとともに、阪神・淡路大震災では、被災者の支援や被災地の復興を支える役割を果たしてきた。

これらの経験を踏まえて、今後の社会の在り方を見据えたとき、県民一人一人やボランティア団体等による自発的で自律的な活動を積極的に評価するとともに、これらの活動の更なる発展に向けた取組が不可欠であると理解することが重要である。すなわち、今後の本格的な成熟社会においては、県民一人一人から始まる自発的で自律的な活動が社会を支え発展させていく新たな原動力となる。そのような理解の下、私たちは、公的な領域と私的な領域の中間に位置する公共的領域における活動を担うボランティアセクターを社会の中に確立することを重要な課題として位置付ける必要がある。

ここに、阪神・淡路大震災に際してのボランティアの活躍が制定の契機となった特定非営利活動促進法の施行に当たりボランティアな活動の大切さを改めて認識し、この活動を促進するための基本的な施策を定めるとともに、同法の施行に必要な事項を定め、もって県民の相互協力の下に、自由で調和ある自律社会の形成を図るため、この条例を制定する。

■県の責務（第2条）

県は、県民ボランティア活動の促進のための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する県民ボランティア活動の促進のための施策を援助し、かつ、その総合調整を図るものとする。

■市町の責務（第3条）

市町は、当該市町の区域の状況に応じた県民ボランティア活動の促進のための施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する県民ボランティア活動の促進のための施策に協力するものとする。

■県民の理解（第4条）

県民は、県民ボランティア活動が地域社会に果たす意義を認識し、県民ボランティア活動に対する理解を深めるよう努めるものとする。

■事業者の配慮（第5条）

事業者は、その事業活動が地域社会と密接な関係にあることを自覚し、県民ボランティア活動の円滑な実施に配慮するよう努めるものとする。

⑤ 「**県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針**」の策定（平成12年11月策定）

「県民ボランティア活動の促進等に関する条例」に基づき、ボランティアセクターを支援する具体的な施策の展開の基本的な考え方を明らかにして、様々な県民ボランティア活動を促進するための施策を推進するための基本方針を策定した。

1 県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本的な事項

- (1) 基本方針の性格
- (2) 支援活動の範囲
 - ① 県民ボランティア活動の広がりへの対応
 - ② 行政、ボランティアセクターが担うべき領域の整理
- (3) 基本的な考え方
 - ① 自発性・個別性などの尊重
 - ② 行政、企業、ボランティアセクターにおける各主体の協力関係のあり方

2 県民ボランティア活動の機会の提供及び基盤の整備に関する事項

- (1) 機会の提供に関する事項
 - ① 気運の醸成
 - ② 有益な情報の提供
 - ③ 多様なニーズに応じた講習会などの実施
 - ④ 交流の促進
 - ⑤ 学校等での体験機会の提供
- (2) 基盤の整備に関する事項
 - ① 調査、研究の推進
 - ② 支援拠点の整備
 - ③ リーダーやコーディネーターの養成
 - ④ 実務のための支援
 - ⑤ 財政支援方法の検討
 - ⑥ 社会環境の整備
 - ⑦ 県民運動の一層の展開

3 県が県民ボランティア活動の促進のための施策を実施するにあたり配慮すべき重要事項

- (1) 地域特性の配慮
- (2) 他府県、国、諸外国等の施策動向の配慮

4 前3号に掲げるもののほか県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する重要事項

- (1) 推進体制の整備
- (2) 時代の要請による対応（フォローアップ）

⑥ 「**県民の参画と協働の推進に関する条例**」の制定（平成15年4月施行）

「地域社会の共同利益の実現（県民と県民のパートナーシップ）」と「県行政の推進（県民と県行政とのパートナーシップ）」という参画と協働の2つの場面での取り組みを明らかにした都道府県レベルでは全国初の条例を制定した。また、本条例に基づき、参画と協働の基本的な展開方向を定めた「地域づくり活動支援指針」と「県行政参画・協働推進計画」を策定している。

県内の各市町でも、参画と協働に関する条例等（住民の参画と協働の推進に関する理念や基本的な考え方等を定めた条例、指針・計画、都市宣言、市民憲章等）が定められている。

【県内市町における参画・協働に関する条例等施行経過（平成26年4月現在）】 兵庫県 県民生活課調べ

年度	市町名	条 例	市町名	指 針 等
14	宝塚市 生野町	宝塚市まちづくり基本条例 宝塚市民参加条例 生野町まちづくり基本条例(注1)	加西市 三田市	市民参画都市宣言 三田市市民活動支援基本指針
15	伊丹市	伊丹市まちづくり基本条例	—	—
16	神戸市 相生市	神戸市民による地域活動の推進に関する条例 相生市市民参加条例(注2)	篠山市 西脇市	市民参画田園文化都市宣言 参画と協働のまちづくりガイドライン
17	赤穂市	赤穂市市民参加に関する条例	芦屋市 明石市 稲美町	芦屋市市民参画・協働推進の指針 協働のまちづくり提言 住民との協働による行政経営計画
18	篠山市	篠山市自治基本条例	多可町 豊岡市 神河町 姫路市 高砂市 養父市 香美町	多可町住民憲章 市民と行政の協働推進指針 神河町民憲章 姫路市市民活動・協働推進指針 高砂市における参画と協働のための取り組み指針 養父市ともに働く元気な養父づくり推進指針 香美町町民憲章
19	芦屋市	芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例	尼崎市 芦屋市 神河町 朝来市	協働のまちづくりの基本方向～きょうDOがガイドライン～ 芦屋市市民参画協働推進計画 「人権尊重のまち」宣言 朝来市地域協働の指針
20	西宮市	西宮市参画と協働の推進に関する条例	三田市 朝来市 穴栗市 洲本市	三田まちづくり憲章 朝来市民憲章 穴栗市民憲章 洲本市民憲章
21	朝来市 養父市	朝来市自治基本条例 養父市まちづくり基本条例	新温泉町 養父市 南あわじ市	住民参画と協働の推進指針 養父市民憲章～やぶし愛～ 南あわじ市市民憲章
22	明石市 川西市	明石市自治基本条例 川西市参画と協働のまちづくり推進条例	加東市 姫路市 丹波市 淡路市	加東市民憲章 姫路市市民活動・協働推進事業計画 参画と協働の指針 淡路市市民憲章
23	明石市 穴栗市	明石市市民参画条例 穴栗市自治基本条例	—	—
24	丹波市 三田市 相生市	丹波市自治基本条例 三田市まちづくり基本条例 相生市自治基本条例	新温泉町 伊丹市 宝塚市	新温泉町町民憲章 伊丹市協働の指針 宝塚市協働の指針
25	西脇市 佐用町 福崎町 加西市 姫路市	西脇市自治基本条例 佐用町まちづくり基本条例 福崎町自治基本条例 加西市ふるさと創造条例 姫路市まちづくりと自治の条例	篠山市	篠山市参画・協働の指針

(注) 1 生野町まちづくり基本条例（平成14年度施行）は、生野町が和田山町・山東町・朝来町と合併したことにより失効（平成17年4月1日）

2 相生市市民参加条例（平成16年度施行）は、相生市自治基本条例施行により廃止（平成24年10月1日）

(2) 活動資金の支援（ボランティアプラザ開設まで）

① 阪神・淡路大震災復興基金による支援

阪神・淡路大震災復興基金は、平成 7 年 4 月、県と神戸市が、震災からの早期復興のための各般の取組みを補完し、長期・安定的、機動的に被災者の自立支援や被災地域の再生を図る施策を実施するために創設。ボランティア活動に対する支援として運営費や活動経費の助成等を実施した。

■災害復興ボランティア活動補助

（平成 7～16 年度 [平成 14～16 年度はひょうごボランティアプラザ（以下「ボランティアプラザ」という）で実施]）

被災者の生活、自立を支援するボランティア活動を行っているボランティアグループに対し、運営費及び活動経費を助成

一般活動費（運営費）	ボランティアグループが活動を行うために要する一般的経費 1 年間の活動日数に応じて 1 グループあたり次の金額を助成 活動日数（6～11 日）年額 3 万円以内、（12～23 日）年額 5 万円以内、 （24 日～）年額 10 万円以内 ※特別活動費助成との重複受給は不可
事務所借上費	広域的な活動を行う一定規模以上のボランティアグループが、その活動を行うために利用する事務所の借上費の 1/2 を年額 50 万円以内で助成
パワーアップ経費	団体の基盤強化のために実施する「IT の活用による情報公開」「定期的な情報誌の発行」等の活動に対し、1 項目あたり 5 万円を助成
特別活動費	被災した高齢者、障害者、児童等を対象に行う相談・交流活動、援助活動等に対し、1 事業あたり 15 万円以内で助成 ※年間 2 回を限度とし、一般的経費との重複受給は不可

■元気アップ自立活動補助（平成 7～11 年度）

被災者の自立復興に向けて行うグループ活動とグループのネットワークづくりに要する経費の一部を補助

■復興住宅コミュニティプラザ活動支援事業（平成 12～15 年度）

復興住宅コミュニティプラザ等で、高齢者の生活支援等に係るボランティア活動を行うグループに対し活動経費を助成（1 事業あたり 15 万円以内、1 グループ 2 事業まで）

■行政・NPO 協働事業助成補助（平成 15～16 年度 ボランティアプラザで実施）

NPO が行政と協働して取り組む被災地の課題解決や、活性化に関する事業に要する経費を補助（1 年次 30 万円以内、2 年次 60 万円以内、3 年次 100 万円以内）

■災害復興公営住宅等高齢者元気アップ活動支援事業（平成 13～21 年度）

NPO やボランティアグループが、災害復興公営住宅で暮らす高齢者の元気アップや生きがいづくりのために行うふれあい交流事業への助成のほか、被災高齢者の生きがいづくり、仲間づくりにつながる講座の開設や講座修了生の自主的活動を支援（1 対象住宅 1 回限り 100 万円以内）

■NPO 活動応援貸付事業（平成 13～25 年度 [平成 14～25 年度はボランティアプラザで実施]）

県内に主たる事務所を置き、1 年以上継続して活動を行っている NPO 法人又は NPO 法人に準ずる団体に新規事業の立ち上げや事業拡大に利用できる貸付を実施

② 民間団体による支援

■阪神・淡路ルネッサンス・ファンド（HAR基金）（平成7～12年）

（財）まちづくり市民財団の特別基金として設立。住民主体の復興のまちづくり支援という基金の趣旨から、「住民の自主活動・自主組織への支援」「復興まちづくりのための研修活動への支援」等を助成の対象とした。設立当初から活動期間は5年間としていた。

■コープともしびボランティア振興財団（平成8年～）

コープこうべの愛と協同の精神と、昭和40年代に始まったコープともしびグループの活動を基盤として、震災を契機としたボランティア活動の広がりをさらに推し進め、市民活動として定着させることを目的に設立。以来、ボランティアな活動振興を目的に兵庫県内のボランティアグループ、個人に活動資金を提供している。

■阪神・淡路コミュニティ基金（平成8～11年）

震災復興支援目的で開催された競艇の特別レースの利益の一部を原資として、日本財団により設立。基金では「地域復興プログラム」「民間サービスプログラム」「民間公益活動支援プログラム」に合致する事業に対して助成。設立当初から活動期間を3年としていた。

■NPO法人しみん基金・KOBE（平成11年～）

市民活動の基盤づくりを公的な援助のみに求めるのではなく、市民や企業が自発的に寄附を出し合い、市民の公益的活動を支え合えるようにするため、「阪神・淡路コミュニティ基金」閉鎖に伴う同基金からの助成金を基本財産として設立。平成12年1月にNPO法人の認証を取得した。

■共同募金会災害支援制度

◆災害等準備金（赤い羽根募金による被災地支援）（平成12年～）

阪神・淡路大震災の際、災害時に被災者を支援するボランティア活動を資金的に支える仕組みがなかったことから、共同募金会では被災地を支援するため、赤い羽根募金の3%を「災害準備金」として積み立てることとした。国内で災害が発生した場合、この資金を元に災害ボランティアセンターの設置や運営等への助成を実施している。

◆赤い羽根募金 災害ボランティア・市民活動支援制度（平成17年～）

各都道府県共同募金会では、災害時に被災地で活動するNPO・ボランティアグループや、民間の災害ボランティアセンターなどの支援を行うため、災害等準備金を積み立てている。被災県共同募金会の積立金だけでは活動資金支援に不足が生じる時には、他の共同募金会が当該被災県共同募金会に対して拠出して、全国的に助け合うこととしている。

支援の対象は、災害地域で被災者の生活をサポートする活動（5名以上のボランティアが被災地で延べ5日間以上活動した場合）に対する災害ボランティアセンターの活動費（活動拠点事務所設置に伴う経費、登録しているボランティアの活動費等）となっている。

コミュニティ・ビジネスの基盤強化と定着のための支援

阪神・淡路大震災以降、被災地支援のボランティア活動のなかから、地域の課題を地域の人が自分たちで取り組み、対価を得る「コミュニティ・ビジネス」が生まれ、企業や行政では行き届かない地域ニーズにきめ細やかに応じている。

県では平成 11 年度より、新たにコミュニティ・ビジネスを始めようとしている団体に対し、立ち上がりに必要な初期経費の一部を補助する『コミュニティ・ビジネス離陸応援事業』を開始。平成 24 年度からは、多様な経験や資格・能力をもつ高齢者を対象とした『高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業』もあわせて実施している。

平成 12 年度からは、震災復興の過程で芽生えた様々な地域づくりの活動を「生きがいのあるしごと」と捉え、生きがいしごとの起業・就業を支援する『生きがいしごとサポートセンター』を開設し、NPO 法人が運営を担っている。

平成 12 年度に 1 カ所からスタートした『生きがいしごとサポートセンター』は、現在県内 6 カ所に設置され、地域社会貢献と生きがいのある働き方を目指す者のコミュニティ・ビジネス等での起業・就業を総合的に支援し、活力ある地域社会づくりと新たな働き方の創出を図っている。

また、平成 25 年度からは『生きがいしごとサポートセンター』未設置地域におけるコミュニティ・ビジネス起業・就業を支援するための出張相談・情報提供等も実施している。

そのほか、県内の地域社会貢献と生きがいのある地域社会づくりの機運を高めるため、県内 6 カ所の『生きがいしごとサポートセンター』が合同でフォーラムを開催している。

名称	事業内容
生きがいしごとサポートセンター神戸東	◆情報提供◆ HP や広報誌上でコミュニティ・ビジネスでの起業や就業に関する情報提供を実施。 ◆各種相談◆ 起業・就業・法人運営等について相談支援 ◆コミュニティ・ビジネスゼミナール◆ コミュニティ・ビジネスの基礎が学べる入門講座や、実務講習、団体運営や就業に必要なノウハウ・スキルを身につけるための講座を開講。 ◆職業紹介（無料）◆ コミュニティ・ビジネスや NPO 法人への就業を中心に職業を紹介
生きがいしごとサポートセンター神戸西	
生きがいしごとサポートセンター阪神南	
生きがいしごとサポートセンター阪神北	
生きがいしごとサポートセンター播磨東	
生きがいしごとサポートセンター播磨西	

《生きがいしごとサポートセンターのコミュニティ・ビジネス起業支援実績》

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	合計
起業団体数	1	7	18	35	79	116	125	131	127	104	132	152	144	130	1,301

(3) 協働のしくみづくり

阪神・淡路大震災からの復旧復興の過程で、地域の課題解決や地域づくり活動を促進するには、NPO 法人や任意団体、企業、行政など多様な主体による連携・協働が必要との考えから、協働のしくみが作られた。

■神戸復興塾（平成 8 年 4 月～）

阪神・淡路大震災時、本業を離れて被災者の救援や被災地のまちづくりに各々の専門性を活かしつつ活動した大学の研究者、医師、建築家、ジャーナリストなどが、自発的に結集し、復興のあり方や具体的な支援策を語り合ったのが母体となっている。

被災地を歩いて募金を募る「こうべ i（あい）ウォーク」の開催や、フォーラム・公開講座の実施のほか、特定の地域や既存の研究組織にとらわれず、構成メンバーの多彩さと自由闊達な発想をもって東日本大震災被災地などで活動している。

■阪神・淡路まちづくり支援機構（平成8年9月～）

阪神・淡路大震災からの復興まちづくりを支援するため、6職種・9専門職能団体〔弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・不動産鑑定士・建築士など〕が連携して設立。

復興事業として市民の支援要請に基づく相談・専門家派遣等を実施したほか、現在も市民からの相談に基づく専門家派遣事業を実施するとともに、関西広域連合と「復興まちづくりの支援に関する協定」を締結し、平常時から情報交換等を行い、連携を強化している。

■NPOと行政の生活復興会議（平成9年7月～ ＊平成13年10月「NPOと行政の協働会議」に改組）

平成9年7月より、NPOと行政がテーブルを囲んで議論する画期的な試みとして「生活復興会議ラウンドテーブル」を開催し、仮設住宅から恒久住宅へ円滑に移行するための意見交換を行った。

その後、具体的施策につながるしくみが必要との考えから、平成11年6月「NPOと行政の生活復興会議」に改組。NPOと行政が生活復興に関する提案について検討した。

■NPOと行政の協働会議（平成13年10月～）

被災地内の課題にとどまらず、全県的な課題に対応するため、「NPOと行政の生活復興会議」を「NPOと行政の協働会議」に改組。

県内のNPOと行政が、多様な課題について協議する場を年数回開催している。

■まちの保健室（平成13年7月～）

阪神・淡路大震災の被災地で相次いだ孤独死を防ぐため、看護師らが災害復興住宅や店舗等において健康相談に応じるものとして、兵庫県看護協会が事業を開始。

生徒の相談や癒しの場として機能を果たしている「学校の保健室」のように、心や身体についての様々な気がかりや問題を、誰でも看護職に気軽に相談することができる場と機能として、県内の駅・病院・学校等のほか、東日本大震災被災地にも普及を行った。

■ひょうご市民活動協議会（HYOGON）（平成14年2月～）

分野を超えた市民活動のネットワークが必要との声が高まり、平成11年に準備を開始。市民活動に取り組む団体の合意形成と地位向上の取組が必要との認識のもと、活動内容の具体化と体制作りを進め、平成14年2月に「ひょうご市民活動協議会」を設立。

情報交換や研修会の開催、メーリングリストの運営、行政への政策提言等を行っている。

(4) ボランティア活動促進のための取組（ボランティアプラザ開設まで）

県と県社協は阪神・淡路大震災で気運が高まったボランティア活動を県民の財産として更に発展させていくため、県民のボランティア活動を総合的に支援する様々な施策を推進した。

【県の主な取組】

■県民ボランティアキャンペーンの推進（平成8～16年度）

震災で空前の高まりを見せたボランティア活動を自立復興に向けたボランティア活動として広げるとともに、県民ボランティア活動に対する意識啓発を図り、福祉、環境、保健・医療、青少年育成、まちづくり、国際協力等さまざまな分野でボランティア活動を県民各層に広げるためのキャンペーン（体験談・提案・標語の募集、啓発資料・資材の作成配付等）を実施。

■ボランティア交流大会（平成8年度）

様々な分野・世代のボランティアリーダー等が集い、ボランティア活動が果たす役割や意義について考えるとともに、相互交流を深め、ボランティアの輪を広げる気運を醸成するため開催（表彰式、講演、テーマ別分科会等）。

■学生ボランティア活動支援事業（平成8～15年度）

学生のボランティア活動への関心を高め、参加を促進するため、県社協や兵庫県学生ボランティア協議会が行うボランティア活動推進のための事業（学生ボランティア入門講座、学生向けボランティア情報誌発行、学生ボランティアフォーラム）等を支援。

■ボランティアセクターに関する調査研究（平成11～14年度）

成熟社会におけるボランティアセクターの形成に向け、これまでの研究実績を集積し、ボランティアセクター形成のための道筋を明らかにするための基礎的研究を実施。

【県社協の主な取組】

■ボランティアアドバイザー養成講座（平成9年度～）

昭和57年に、コーディネーターの養成やボランティアリーダー育成のために創設した「ボランティアカレッジ」の地域大学を「ボランティアアドバイザー養成講座」に名称変更し、阪神・淡路大震災以降、地域の様々な場面で活発に行われるようになったボランティア活動の進め方等を適切にアドバイスできる人材を養成。

■ひょうごフィランソロピーネットワークの運営支援（平成8～10年度）

阪神・淡路大震災を契機に企業の救援・復興活動が広がったことを受け、県社協では企業の社会貢献活動支援に取り組んだ。平成9年には企業、労働組合等により組織される「ひょうごフィランソロピーネットワーク」を設立し、県社協が事務局を担当。その後バブル崩壊等で一部の企業を除き、活動は下火となり、ネットワークは休眠状態になった。

■「ボランティアセンター」から「ボランティア・市民活動センター」への名称変更（平成12年度）

阪神・淡路大震災以降、社協が支援してきた地域密着型の福祉ボランティア活動に加え、市民活動が広がったことから、「ボランティアセンター」を「ボランティア・市民活動センター」に名称変更を行った。

4 ボランティア活動支援拠点の整備

(1) 生活復興 NPO 情報プラザの開設（平成10年4月～平成14年3月）

阪神・淡路大震災の被災者の生活復興に取り組む市民活動団体、ボランティアグループ等の活動を支援するため、活動団体が情報交換や交流を行う拠点として、平成10年4月 阪神・淡路大震災復興支援館（フェニックスプラザ〔震災の翌年に情報の発信、被災者自立支援情報の提供、交流・学習の場の提供を目的に設置〕）内に、『生活復興 NPO 情報プラザ』が開設された。

同プラザ内には、ミーティングコーナーや多目的室、図書コーナー、出会いのひろば掲示板などが設けられ、意見交流会や団体運営における相談会等が開催された。

その後、平成14年3月の震災復興支援館閉鎖に伴い、生活復興 NPO 情報プラザの機能の一部はボランティアプラザの事業に組み込まれ、平成16年まで運営された。

(2) 総合的支援拠点『ひょうごボランティアプラザ』の設置

① 基本計画の策定

阪神・淡路大震災直後の平成7年7月に策定された「阪神・淡路大震災復興計画」において、『ボランティア活動支援センター（仮称）』の整備が取り上げられ、平成9年8月には「ボランティア活動支援センター（仮称）構想」が、平成11年3月には「ボランティア活動支援センター（仮称）基本計画」が策定され、ボランティア活動の支援拠点整備の動きが本格化した。

基本計画では、「市民自律社会を支えるアクティブ・シチズンシップ（主体的・能動的市民参加）の形成」と「NPO・企業・行政のパートナーシップの確立」が基本コンセプトに据えられた。

② 先行事業の実施

震災以降、県内各地で展開されているボランティア活動への本格的な支援はセンター開設まで待つとしても、実施可能な事業は先行させるべきという意見が強かったことや、ソフト事業の先行実施によって、事業に関するノウハウの蓄積、職員のスキルの向上、必要なネットワークの形成などを進め、開設の際に円滑なスタートをきるため、「ボランティア活動支援センター（仮称）構想」及び「同基本計画」で主要事業として提案された事業のうちのいくつかを平成9年度以降、先行事業として実施した。

【ソフト先行事業】

■NPO 大学（平成9～22年度）

NPO 等ボランティア活動を行う団体の運営基盤の確立を支援するため、組織運営や人材活用、資金調達等に関して専門性の高い知識や技能を習得するための講座を開催。

■「ひょうごボランタリースクエア」（平成12～21年度）

団体、NPO、企業等の交流とボランティア活動の促進を目的に、ボランティア国際年(2001(平成13)年)1月より実施。

■「NPO 専門相談」（平成13～22年度）

法律や会計・財務などの諸問題に対して、弁護士や公認会計士による専門相談を実施。

③ ひょうごボランティアプラザの開設

平成 10 年 12 月に施行された『県民ボランティア活動の促進等に関する条例』では、「県民ボランティア活動の促進のための施策を効果的に実施するため、県民ボランティアの支援の拠点の整備を推進するよう必要な施策を講ずる」と、県民ボランティア活動支援拠点整備の必要性が明記された。

平成 12 年 11 月に策定された『県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針』でも、全県的な活動支援拠点の整備の推進が掲げられた。

平成 13 年 10 月に設置された「NPO と行政の協働会議」では活動支援拠点の設置形態や運営方法等についての意見交換が重ねられ、県民からも活動支援拠点について広く意見の募集を行った。

こうしたプロセスを経て、平成 14 年 6 月「ひょうごボランティアプラザ」を開設した。

ボランティアプラザは「公設民営方式（県が設置し、民間組織が運営）」が採用され、運営はボランティア・市民活動センターの運営実績があり、市町とのネットワークを有する県社協が行うことになった。

【ひょうごボランティアプラザ 施設概要（平成 26 年度現在）】

- 場所 神戸クリスタルタワー6階（面積 441.47 m²）
- 施設 交流サロン、セミナー室、印刷コーナー、ミーティングコーナー等
- 開館 月曜～金曜 9時～19時、
土曜日 9時～17時（日・祝日・年末年始・ゴールデンウィーク・お盆休館）



④ 活動方針・機能

ひょうごボランティアプラザは、「市民自律社会を支えるアクティブ・シティズンシップ（主体的・能動的市民参加）の形成」と、「NPO・企業・行政のパートナーシップの確立」を促進することにより、3つの活動方針及び5つの機能に基づいて事業を展開している。

【活動方針】

■地域支援拠点や中間支援組織に対する支援

地域支援拠点としての市区町社協ボランティアセンターや、中間支援組織としてのNPO等がボランティア活動を展開する団体・NPO等に、効果的、効率的な支援が行えるよう、これらの地域支援拠点や中間支援組織等への支援を全県センターとして展開する。

■情報ネットワークの基盤強化

情報公開やインターネットの普及によりNPOや団体の活動環境が飛躍的に改善されたことから、鮮度の高い情報をきめ細かく発信し、ボランティア活動の基盤強化を目指す。

■多彩な活動資金支援

情報の収集・提供・発信、相談、交流・ネットワークなどの支援機能に加え、ひょうごボランティア基金を活用した助成事業を一体的に展開することで、相乗効果の高い支援を行う。

【機能】

① 人材養成（エンパワーメント）

災害ボランティアコーディネーター等ボランティア活動推進者に対する研修を実施。

② 活動資金支援

ひょうごボランティア基金の運用益をもとに、ボランティアグループの活動支援をはじめ、NPO法人等の立ち上げ期から発展期に至るまでの多様なニーズに対応した支援を実施。

③ 交流・ネットワーク

NPOと行政が様々な分野の地域課題について協議を行う協働会議や、多様な主体等が意見交換・情報交換を行うネットワーク会議等を実施。

④ 情報の提供・相談

インターネットを活用した「コラボネット」等により、タイムリーな情報の収集・提供・発信や、NPO法人の設立・運営に関する相談を実施。

⑤ 調査研究

ボランティア活動に関する社会的な課題や支援方策について様々なテーマを設定し、調査研究を実施。

(3) 市町におけるボランティア・市民活動支援センターの開設

阪神・淡路大震災後、市町レベルでのボランティアグループ・団体等の「人材養成」「活動資金支援」「交流とネットワークづくり」「情報提供・相談」「調査研究」等を支援するための拠点の整備も進んだ。運営体制については、市直営や法人への業務委託・指定管理など様々である。

【平成 26 年度現在 14 市 17 施設】

施設名〔運営体制〕	設立	支援機能（*施設サービス）
神戸市コミュニティ相談センター 〔運営：神戸市自治会連絡協議会〕	S46年4月	・コミュニティ基礎講座 ・自治会運営や活動等の相談 等 （*広報誌等の印刷サービス、図書コーナー 等）
神戸市立こうべまちづくり会館 〔指定管理：（一財）神戸すまいまちづくり公社〕	H5年11月	・こうべまちづくり学校 ・まちづくり情報誌の発行 ・まちづくりセンター研究ネットワーク 等 （*貸会議室、貸ホール、まちづくりライブラリー等）
神戸市民活動総合拠点 〔運営：（特）神戸まちづくり研究所〕	H12年6月	・フィールドワーク研修 ・広報、税務、労務等個別相談 ・まちづくり関係者、市民活動団体のネットワーク （*専用デスクの提供、共用会議・作業スペース等）
神戸市協働と参画のプラットフォーム 〔市直営〕	H14年4月	・NPO等アドバイザー派遣 ・パートナーシップ活動助成 ・「プラットフォーム通信」の発行 等 （*会議スペース）
西宮市民交流センター 〔指定管理：（特）にしのみや NPO 協会〕	H14年8月	・ボランティア・NPO 向け講座 ・HP で団体概要紹介 ・NPO 等団体と行政の協働会議 等 （*貸会議室、貸ホール、調理室、印刷室 等）
あしや市民活動センター 〔指定管理：（特）あしや NPO センター〕	H19年4月	・勉強会及び交流会の開催 ・HP で NPO 情報発信 ・市民活動団体相互の交流とネットワークの支援 等 （*貸会議室、交流・打合せスペース、印刷室 等）
伊丹市立市民まちづくりプラザ 〔指定管理：（特）阪神・智頭 NPO センター〕	H16年7月	・市民活動に関する講座の開催 ・HP で登録団体情報公開 ・行政と市民活動団体間の活動のコーディネート 等 （*図書コーナー、印刷コーナー、ミーティングコーナー）
川西市市民活動センター 〔指定管理：（特）市民事務局かわにし〕	H14年6月	・利用登録グループ交流会 ・市民活動・NPO サポート相談 ・NPO・市民活動に関する情報提供 等 （*会議室、情報・図書コーナー、フリースペース 等）
三田市まちづくり協働センター 〔運営：（公財）神戸YMCA〕	H17年9月	・市民活動総合講座の開催 ・HP で助成金情報提供 ・交流会の開催 ・市民活動団体に関する情報発信 等 （*講座室、会議室、印刷室、創作室、図書コーナー 等）
あかし市民活動コーナー 〔運営：（一財）明石コミュニティ創造協会〕	H17年3月	・セミナーの開催 ・HP 等で助成金情報提供 ・交流会の開催 ・市民活動・ボランティア活動相談 等 （*会議室、印刷室、交流サロン、情報ボックス 等）
加古川駅南まちづくりセンター 〔運営：（公財）加古川市ウェルネス協会〕	H16年4月	・講座・研修会の開催 ・ボランティアメッセの開催 ・「広報かこがわ」への活動記事掲載 等 （*会議スペース、交流サロン、ワークステーション 等）
三木市立市民活動センター 〔市直営〕	H20年4月	・市民活動支援金事業 ・市民人材バンク ・市民活動団体と行政との協働会議 等 （*市民交流室、パソコン閲覧コーナー、コピー機 等）
小野市うるおい交流館「エクラ」 〔指定管理：（特）北播磨市民活動支援センター〕	H17年3月	・施設管理や事業実施に係るボランティアの人材育成 ・市民活動団体の運営・活動支援 ・HP 等での情報発信 等 （*ホール、ハートフルサロン、スタジオ、サークル室 等）
加西市地域交流センター 〔市直営・夜間はシルバー人材センター〕	H15年3月	・登録団体制度 ・市民活動経営・運営コンサルタント ・グループ立ち上げ支援 等 （*ワークルーム、ホール、会議室 等）
姫路市市民活動・ボランティアサポートセンター 〔市直営〕	H21年5月	・講座・研修会の開催 ・ボランティア活動の手引き等の発行 ・NPO 法人ネットワーク会議の開催 等 （*印刷室、活動室、情報・交流スペース）
豊岡市民プラザ 〔指定管理：（特）コミュニティアートセンターブラッツ〕	H16年4月	・ボランティアスタッフ養成講座 等 （*交流サロン、ワークステーション、情報掲示板）
篠山市民プラザ 〔運営：（社）ノオト〕	H22年7月	・団体主催の研究会支援 ・HP・掲示板による情報支援 ・交流会の開催、団体間のマッチング 等 （*ミーティングスペース、ワークスペース、掲示コーナー 等）

※市町の主なボランティア活動支援事業については、「5 ボランティア活動支援事業の展開(P27~42)」に記載

(4) 市区町社協ボランティアセンター

「善意銀行」を前身とするボランティアセンターは、県社協が昭和 45 年に「県ボランティアセンター」を開設して以降、昭和 58 年度には県内全市区町社協に住民のボランティア活動の拠点となる「ボランティアセンター」が設置された。

市区町社協ボランティアセンターでは、福祉ボランティアを中心にさまざまなボランティア活動の支援を行っている。

【機能】

- ボランティアに関する相談
- 活動先の調整(マッチング)
- ボランティアに関する学習の機会提供、人材養成等
- ボランティア保険の申込み
- 団体の運営支援(相談等)

【実施事業】

- ボランティアに関する相談・情報提供、関連の調整等
- 福祉教育、ボランティア学習支援
- 災害に備える取り組み（ボランティア等の研修、マニュアル等）
- ボランティア団体等への助成
- その他

（住民参加型在宅福祉サービス活動支援・生活支援サービス活動支援、
NPO設立・運営等支援、NPOとの協働事業、地域防災訓練 等）

※市区町社協ボランティアセンターで実施されている主な研修会・講座等

- ◇ ボランティア・市民向けの講座・学習会等
- ◇ ボランティア大会・フェスティバル等のイベント
- ◇ シニア層によるボランティアの研修会
- ◇ ボランティアリーダー養成研修会
- ◇ その他

（住民参加型住宅福祉サービス団体に対する研修会、
企業・労組・OBのボランティア活動に対する研修会、
社会福祉施設等のボランティア受入担当者の研修会、
ボランティアコーディネーター要請研修会、
NPO立ち上げのための研修会 等）

5 ボランティア活動支援事業の展開

ひょうごボランティアプラザや県・市町では、県民のボランティア活動を支援するため、時代のニーズ等に応じて様々な事業を展開している。

(1) 人材養成（エンパワーメント）

任意団体や NPO 法人の人材育成を支援するとともに、ボランティアコーディネーター等に対する研修を実施し、地域に潜在する新たな活動の担い手の発掘・育成及び活動を支えるリーダー・専門家の養成・活用を図る。

ボランティアプラザ事業

[平成 26 年度事業]

■災害ボランティアコーディネーター養成研修（平成 18 年度～）

市町社協の災害救援支援担当者を対象に、災害時におけるボランティアセンター及びボランティアコーディネーターの役割と、被災地のニーズに即した迅速な支援について学ぶ研修を開催している。

■ひょうご若者災害ボランティア隊（平成 24 年度～）

東日本大震災で示されたひょうごの若い力を災害発生時に生かせるよう「ひょうご若者災害ボランティア隊」を運営している。隊員数 124 名(平成 26 年 12 月末現在)

[過去に実施した事業]

■NPO 大学（平成 9～22 年度）【再掲 P22】

先行事業として実施した「NPO 大学」をボランティアプラザ開設後も継続。NPO について理解を深め、実践活動の広がり支援する「トライアルコース」や、NPO の運営基盤確立のために必要な知識を体系的に学ぶ「マネジメントコース」等を開講した。

■市町ボランティアコーディネーター養成研修（平成 14～17 年度）

地域におけるボランティア活動を支援するため、ボランティアコーディネーター研修やマニュアルの発行等により人材を育成した。

■シニアボランティア育成支援事業（平成 13～18 年度）

中高年層のボランティア活動の普及促進を目的として、インストラクター養成講座、活動事例集の作成等を実施した。

■職員による NPO トライやる・ウィーク事業（平成 16 年度）

地域づくり活動や団体・NPO 等との関係が深いセクションに在籍する県職員を対象に研修を実施した。

■ボラターン研修（平成 17～19 年度）

NPO 法人等の専門知識に関する講義や、地域づくり活動の現地実習等の体験研修をボランティアプラザと自治研修所、NPO 法人等の協働事業として実施した。

■団塊世代等地域づくり活動きっかけづくり事業（平成 19～22 年度）

団塊世代の退職予定者等を中心としたシニア層が、地域づくり活動へのはじめての一步を踏み出すためのきっかけづくり事業を行う NPO 法人等に助成を行った。

県事業

[平成 26 年度事業]

■高齢者大学（昭和 44 年度～ 県民生活課）

高齢者に総合的・体系的な学習機会を提供するとともに、より専門性の高い実践的な学習を通じて、地域社会の課題解決を図るリーダーとして活躍が期待できる人材を養成している。

■くすのき・こうのとり賞（くすのき賞昭和 47 年度～こうのとり賞平成 2 年度～協働推進室・各県民局・県民センター）

ボランティア活動等を通じ、こころ豊かな美しい地域社会や職域づくりに貢献した個人・団体を讃える賞を贈呈している。

■ひょうご県民ボランティア活動賞（昭和 63 年度～ 協働推進室）

永年にわたり、県民ボランティア活動を行っている個人・団体の栄誉を讃え、ひょうご県民ボランティア活動賞を贈呈している。

■ふるさとひょうご創生塾（平成 8 年度～ 県民生活課）

地域づくり活動の第一線で活動しているリーダーがふるさとづくりの理念・理論、情報や人材をつなぐ技法等を学ぶことで、課題解決の糸口の発見、ネットワークの拡大などさらに大きく飛躍するための講座を開設している。

■地域に活かす「トライやる・アクション」（平成 15 年度～ 義務教育課）

地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業の成果を活かし、中学生が土・日や長期休業日等を利用して、地域の祭りや清掃事業など既存の地域行事を企画・運営するなど、主体的に地域に貢献する取り組みを校区推進委員会と協働で実施している。

*地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」（平成 10 年度～ 義務教育課）

全公立中学校 2 年生等が、地域や自然の中で主体性を尊重した体験活動を通じて「生きる力」を育成するために地域社会の中で様々な社会体験活動を実施している。

■**建設工事等入札参加資格における社会貢献企業の優遇装置**(平成 16 年度～ 契約管理課)
建設工事等の入札参加資格において、行政の施策や地域社会に対する貢献活動を評価し、社会貢献評価数値として反映している。

■**団塊世代等地域づくり活動情報**(平成 19 年度～ 協働推進室)
団塊世代等の地域づくり活動の成果等を冊子にまとめた。

■**ひょうご青少年社会貢献活動認定制度**(平成 23 年度～ 兵庫県青少年本部)
青少年が、青少年団体・NPO 等が実施する社会貢献事業に参加した場合、その活動実績を公的に認定する制度であり、修了基準を満たした青少年に対して交付される「認定書」をもとに、青少年は就職試験等において活動実績を PR し、企業は採用選考に活用している。

■**高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業**(平成 24 年度～ しごと支援課)
多様な経験や資格・能力を持った高齢者を活用し、コミュニティ・ビジネスを立ち上げようとする団体に経費を補助することで、高齢者の就業機会の創出を支援している。

■**高校生ふるさと貢献活動事業「トライやる・ワーク」**(平成 25 年度～ 高校教育課)
ふるさとへの意識を高め、地域社会の一員としての自覚と態度を育むため、全県立高等学校において生徒が 3 年間を通して、地域行事への参加等、主体的に地域に参画する活動を実施している。

[過去に実施した事業]

■**ボランティア活動トライやる事業**(平成 18 年度 参画協働課)
地域に潜在するボランティア活動の担い手となる人材に最初の一步を踏み出しってもらうため、ボランティア活動団体の協力により地域づくり活動ミニ体験(数日間のボランティア活動体験)の機会の提供、地域づくり活動相談会等を開催した。

■**団塊世代等活動支援相談・窓口案内ネットワーク**(平成 19・20 年度 地域協働課)
団塊世代等シニア層の活動支援に関わる相談機関が支援策等の情報共有を図った。

■**団塊世代等支援ネット**(平成 21～23 年度 協働推進室)
団塊世代等シニア層の活動支援に関わる各相談機関等がネットワークを組み、それぞれの支援策の情報共有や対応策の充実を図り、相談者のニーズに応じた相談対応をするとともに、関係機関が支援策を相互に相談するネットワークを構築した。

■**団塊世代等地域デビュー支援事業**(平成 21～23 年度 協働推進室)
団塊の世代が順次退職時期を迎えることから、企業等と団塊世代等支援ネットが協働で退職予定者向けの講座等を行った。

市町事業 ※主なもの

[神戸市]

■NPO等育成アドバイザー派遣事業（平成 17 年度～）

自らの課題解決を目指す NPO 等に対し、各団体の実情に応じた適切な助言を行うため、NPO の活動目的・内容を熟知したアドバイザーを派遣している。

[尼崎市]

■地域活動支援コーディネーター事業（平成 17 年度～）

地域における自主的な活動を支援するため、コーディネーターを派遣している。

■市政サポーター制度事業（平成 20 年度～）

公募により登録した市民が知識と経験を活かし、ボランティア活動に取り組むきっかけとなるよう市の事業に協力してもらうサポーターを募集している。

[西宮市]

■市民活動コーディネーター事業（平成 22 年度～）

ボランティアへの参加を希望する市民に対して講座を実施するほか、相談窓口を設けてNPO等団体とのマッチング実施している。

[三田市]

■市民活動総合講座（平成 18 年度～）

市民活動団体及びこれから活動をはじめようとしている市民に対し、団体の資質向上、活動の活性化及び活動の導入につながる講座等を開催している。

(2) 活動資金支援

平成 14 年 4 月、県民ボランティア活動の支援強化を図るとともに、阪神・淡路大震災復興基金終了後のボランティア活動への支援財源を確保するため、「友愛基金（昭和 46 年創設 児童福祉施設入所児童・交通遺児等への助成を実施）」「ボランティア基金（平成 2 年創設 ボランティアグループへの活動助成等を実施）」「地域福祉基金（平成 3 年創設 高齢者・障害者に配慮した住宅改造費助成を実施）」の 3 基金を運営していた「ひょうご地域福祉財団」を解散し、その財産を県社協に寄附することにより、約 100 億円の基金規模の「ひょうごボランティア基金」を創設した。

ひょうごボランティアプラザでは、「ひょうごボランティア基金」の運用益をもって、ボランティアグループ・団体や NPO 法人等への活動資金助成を行うボランティア活動支援事業と、交通遺児等への各種支援を行う友愛事業を実施している。

ボランティアプラザ事業

[平成 26 年度事業]

■ひょうごボランティア基金による活動資金支援（平成 14 年度～）

ボランティアグループの活動支援をはじめ、NPO の立ち上げ期から発展期に至るまでの多様なニーズに対応した支援を、社会的なニーズにあわせて助成内容を改良しながら実施している。

助成メニュー	助成内容
<ボランティアグループの支援> ◆県民ボランティア活動助成 (平成 17 年度～)	継続的にボランティア活動を行う法人格を持たないボランティアグループ・団体による福祉、まちづくり、文化・芸術、環境、地域安全、国際交流、子どもの健全育成等に関する取組に助成し、団体の自立支援を促進。全グループ・団体一律同額助成。
<ネットワークの拡大> ◆中間支援活動助成 (平成 17 年度～)	中間支援活動を行う NPO 法人がその機能を発揮して、地域の NPO 等の活動を支援する取組を支援。
<活動のレベルアップ> ◆地域づくり活動 NPO 事業助成 (平成 26 年度～)	NPO が地縁団体等と連携し、機動力・専門性を活かして地域づくりを進める先導的・先駆的な取組を支援。

[過去に実施した事業]

■ひょうごボランティア基金による活動資金支援

<ボランティアグループの支援>

◆学生ボランティア活動助成（平成 17～21 年度）

学生を対象とした入門教室、体験・交流事業等に係る経費を支援し、学生ボランティア活動の理解と参加を促進した。

◆ボランティア活動支援拠点・NPO 協働事業助成（平成 18～21 年度）

地域のボランティア活動支援拠点とボランティアグループ・NPO 法人等の連携・協働を支援し、地域課題の解決を図った。

<活動のレベルアップ>

◆福祉ボランティア活動振興活動助成（事業費）（平成 14～16 年度）

高齢者、障害者、児童等を対象に行う相談・交流活動、援助活動等の活動に対して助成した。

◆NPO パワーアップ事業助成（平成 15～22 年度）

NPO の活動基盤の強化を支援した。

（IT による情報公開、定期機関紙の発行、普及啓発事業等）

◆立ち上げ支援助成（平成 17～24 年度）

NPO 法人等の立ち上げを支援し、活動を促進するため、事務所借上げ費用等を支援した。

◆チャレンジ事業助成（平成 17～22 年度）

地域課題を解決するため、広域性の高い活動や斬新な活動の拡大・発展を図る事業を支援した。

◆インターン助成（平成 17～21 年度）

団体が行う海外及び国内の先進事例、現状の調査研究を支援した。

◆フロンティア事業助成（平成 22～25 年度）

NPO による機動力、専門性などを生かした先導的・先駆的な取組を支援した。

<NPO と行政の協働による取組支援>

◆行政・NPO 協働事業助成（NPO 提案型）（平成 14～25 年度）

行政と NPO の協働推進のため、NPO の企画の事業化を支援した。

◆行政・NPO 協働事業助成（行政提案型）（平成 17～22 年度）

行政からの提案により、NPO との協働事業を実施した。

◆企業・NPO 協働奨励事業助成（平成 17～22 年度）

企業と NPO の協働を奨励した。

<ネットワークの拡大>

◆地域づくり活動ネットワーク支援助成（平成 25 年度）

中間支援活動を行う NPO 法人による地域における NPO、行政、地縁団体等の交流やネットワークづくりの取組を支援した。

■NPO 活動応援貸付事業（平成 13～25 年度）【再掲 P17】

県内に主たる事務所を置き、1 年以上継続して活動を行っている NPO 法人又は NPO 法人に準ずる団体に新規事業の立ち上げや事業拡大に利用できる貸付を実施した。

（平成 25 年度 貸付限度額 600 万円、貸付期間 7 年以内、利率 1.2%、保証人 1 名以上）

県事業

[平成 26 年度事業]

■地域づくり活動応援事業（平成 16 年度～ 協働推進室、各県民局・県民センター）

地域課題に対する住民の意識向上、課題解決に必要なノウハウや地域コミュニティの形成を図るため、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会等地域団体が提案する地域をより良くする様々な取組の企画に対して助成する。

■子育て元気アップ活動助成事業（平成 22 年度～ 男女家庭課）

「新ひょうご子ども未来プラン」に基づき、地域団体や NPO などが、広域的、専門的に展開する取り組みについて、経費の一部を助成する。

[過去に実施した事業]

■地域づくり活動支援事業（平成 23・24 年度 協働推進室）

NPO 法人等の自立的活動を後押しするとともに、行政等と協働で取り組む活動を支援するため、国が設けた「新しい公共支援事業交付金」を活用し、NPO 法人等が企画提案する 77 の事業を採択した。

NPO 法人等の活動基盤を整備する事業や、NPO 法人と行政が多様な主体と協働で地域課題の解決を図る事業などが展開され、「中間支援組織の基盤強化とネットワークの構築」「郡部での地域づくりの担い手の育成」「新しい人材育成の仕組みの構築」「NPO 法人等の財政基盤の強化」「行政との協働による地域課題の解決」等が促進された。

- * 事業実施期間中は、ひょうごボランティア基金による活動資金支援を休止。
事業終了後は、『地域づくり活動支援事業』における事業内容・成果・評価等を踏まえて従来の助成メニューを見直し、『ひょうごボランティア基金助成事業』として NPO 法人等への支援を継続している [参考 P31]。

市町事業 ※主なもの（市町社会福祉協議会への補助金を除く。）

[神戸市]

■パートナーシップ活動助成事業（平成 14 年度～）

行政だけでは気づかない・解決できない地域課題を、市民のアイデアを活かし、市民と行政が協働により解決に取り組む活動を支援している。

[尼崎市]

■あまがさきチャレンジまちづくり事業（平成 17 年度～）

地域団体を育成し、地域のつながりを深めることで、快適で住みよい地域社会づくりを目指して、地域をより良くするために、市民が自ら考え、力を合わせて取り組む公益的な事業を支援している。

[西宮市]

■西宮市協働事業（平成 21 年度～）

市民と協働して取り組む協働事業提案を募集し、地域課題や社会的課題の解決に向けたさまざまな案を提案者と市の機関が企画段階から協議し、お互いの役割分担等を明確にしながら協働で実施している。

[宝塚市]

■宝塚市きずなづくり推進事業（平成 19 年度～）

市民と市の協働のまちづくりを推進することを目的とし、市民活動を行う団体が、市民意識や地域の実情に即して自主的、自発的に行うきずなづくりなどの公益的活動を支援している。

[川西市]

■川西市市民協働事業（平成 26 年度～）

市民と市が協働で、より住み良いまちづくりの実現をめざすことを目的とし、市民公益活動団体等が実施する自主事業で、社会的課題などを解決し、第5次川西市総合計画に沿ったまちづくりを進める事業を支援している。

[三田市]

■三田市まちづくり活動支援事業（平成 18 年度～）

市民活動の活性化を図ると共に団体の自立支援を行うことで、協働のまちづくりを推進するため、市民活動団体が連携・協力して行う、住みよい地域づくりや市民生活を豊かにする活動を支援している。

[明石市]

■市民活動サポート事業（平成 25 年度～）

地域課題の解決や地域社会の共同利益の実現に向けた市民の自発的及び自立的な事業を行う市民活動団体の活動を支援している。

[加古川市]

■市民活動バックアップ補助金制度（平成 17 年度～）

市民団体立ち上げ支援、充実発展の 2 つのメニューにより、市民活動団体が実施する公益的なまちづくり活動を支援している。

[高砂市]

■市民提案型地域協働推進事業『夢のシロ』（平成 23 年度～）

市民の個性を活かす市民参画都市高砂をめざし、市民の豊かな発想による魅力的なまちづくりを推進するとともに、市民活動のさらなる活性化と地域力の向上を目的として、市民が企画提案し、主体的・自発的に行う公益活動を支援している。

[稲美町]

■まちづくり活動サポート事業（平成 24 年度～）

住民の公益的活動への動機づけにつなげるため、まちづくりに貢献する活動に意欲的に取り組もうとする団体等の活動を支援している。

[西脇市]

■西脇市市民提案型まちづくり事業（平成 23 年度～）

「参画と協働のまちづくり」を推進するため、ボランティア団体や NPO 法人などの市民活動団体が自主的、自発的に取り組む非営利で公益的な事業を支援している。

[三木市]

■市民活動支援事業（平成 18 年度～）

福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成その他社会貢献に係る分野で、よりよい地域づくりのための市民の自主的・自立的な公益活動を支援している。

[加東市]

■まちづくり活動費補助金交付事業（平成 19 年度～）

より良い活動の創出を支援し、地域の活性化と「輝く加東」の実現を目指すために市内の各種団体が「自ら考え」、「自ら行う」まちづくり活動を支援している。

[姫路市]

■姫路市提案型協働事業（平成 18 年度～）

地域の課題解決に向けた行政との協働事業を市民活動団体から提案してもらい、公益性や実効性などを審査して実施する事業を支援している。

[神河町]

■神河町ハートがふれあう地域づくり活動支援事業（平成 17 年度～）

「地域サロン事業」に基づく実践活動・地域の活性化や地域課題の解決に繋がる活動・伝統文化の継承活動・文化的活動・花いっぱい活動などの地域づくり実践活動を支援している。

[相生市]

■あいおい元気アップ支援事業（平成 17 年度～）

市民が自主的・主体的に継続して行う創意工夫にあふれた相生が元気になるまちづくり活動のスタートやステップアップを支援している。

■相生市地域づくり協働事業（平成 24 年度～）

地域課題の取りまとめや解決に向けての活動を支援する「地域づくり検討支援事業」や、課題解決策として団体が企画し、取り組む活動を支援している。

[たつの市]

■たつの市福祉活動補助金交付事業（平成 17 年度～）

ボランティア活動の活性化に関する事業のほか、在宅福祉の普及及び向上に関する事業を支援している。

[豊岡市]

■豊岡市地域力再生事業（平成 20 年度～）

市民の創意工夫による自主的・主体的な取組みのうち、地域力の活性化や地域課題の解決を図るために取り組むソフト事業で新たな取組みと認められるものを支援している。

[養父市]

■養父市提案型市民協働事業（平成 26 年度～）

地域課題の解決に向けた市との協働事業を市民活動団体から提案してもらい、公益性や協働の必要性、有効性などを審査の上、採択した事業を支援している。

[洲本市]

■洲本市つながり基金助成事業（平成 25 年度～）

地域団体が自主的な活動をさらに広げ、幅広い市民活動事業の輪を広げることが目的として、「地域のつながり」「人のつながり」を大切にしまちづくりを行うための自主事業（交流支援、拠点づくりや伝統保存、防災・減災事業等）を支援している。

◆(公財) ひょうごコミュニティ財団による「共感寄付」◆

寄付したいひとの「想い」を、必要としてくれるひとにきちんと届ける財団、寄付先を「選べる」しくみを作るため、平成 25 年度に、『(公財)ひょうごコミュニティ財団』を設立。

寄付による資金集めに取り組みたい団体が、特定の事業を財団に提案し、寄付者はそれらの事業の中から支援したいと思うものを選んで寄付し、寄付を受け付けた基金が助成する「共感寄付」を実施。寄付文化の醸成を図り、市民や企業からの寄付を原資として社会課題に取り組む NPO 法人などに助成することを目的としている。

(3) 交流とネットワークづくり

地域ぐるみの取組を通じたコミュニティの構築・再生を図るため、地域課題の解決に向けた取組を支援するとともに、多様な主体間のボランティア活動の連携による活動の拡大・エンパワメントを図るため、団体・NPO、行政、企業等多様な主体間の協働を促進している。

ボランティアプラザ事業

[平成 26 年度事業]

■市町村協ボランティアセンターの活動支援（昭和 63 年度～ 県・ボランティアプラザ・県社協）

県では昭和 63 年度から市町村協ボランティアセンターのコーディネーター人件費やボランティアセンター運営費を支援していたが、平成 23 年度からはひょうごボランティア基金による「ひょうごボランティア活動サポート事業」としてボランティア活動の担い手育成や、災害時にも対応できる全県的なボランティア活動支援体制の確立のための助成を実施している。

平成 26 年度からは「ひょうご災害ボランティア活動サポート事業」として、集中豪雨等の災害に迅速・的確に対応するため、助成対象を災害ボランティア活動支援に特化して、市町村協ボランティアセンターに助成している。

また、県社協では地域福祉を推進するための担当者会議や市町村協ボランティア・市民活動センターの個別支援・ヒアリングの実施、ボランティアセンターからの情報発信支援など、住民・ボランティアによる支えあい活動の全県的推進を図っている。

■NPO と行政の協働会議（平成 13 年度～ ボランティアプラザ開設までは県）【再掲 P20】

県内の NPO と行政が、地域における福祉や子育て、環境、まちづくりなど、さまざまな課題について、協議する場として開催している。

■ひょうごボランティア地域づくりネットワーク会議（平成 22 年度～）

ボランティア活動や地域づくり活動のさらなる進展に向けて、NPO 法人、企業、社協、行政機関など地域を構成する主体が情報交換・意見交換を実施している。

[過去に実施した事業]

■ひょうごボランタリースクエア（平成 12～21 年度 ボランティアプラザ開設までは県）【再掲 P22】

ボランティア国際年の取組のひとつとして、県内各地域のボランティア活動団体が一堂に会する「ボランタリースクエア 2001」を開催して以降、平成 21 年度まで 10 回開催した。

県内各地域のボランティア活動団体が一堂に会するイベントを団体・グループ、NPO 等と協働で開催し、活動団体間の交流を図るとともに、企業や市民、団体からの協賛金を原資として、ボランティア・市民活動団体の優れた事業提案や活動実績に対して賞を授与し、取組を一層元気アップしていく「元気アップアワード」等を実施した。

■**学生ボランティア国際大会**（平成 17 年度）

世界各国でボランティア活動に従事する学生たちが集う国際大会を開催した。

■**活動資源マッチングシステム**（平成 18～21 年度）

企業・労働組合等が有する資機材や活動スペース、ノウハウ、人材等の活動資源とそれらを求める NPO 法人等をボランティアプラザが仲介するシステムを構築し、企業と NPO の連携を促進した。

■**のじぎくボランティアフォーラム**（平成 19 年度）

平成 18 年に行ったのじぎく国体・のじぎく兵庫大会では、2万3千人のボランティアが選手のサポートや大会運営に携わったことから、そこから見えたものと今後のボランティア活動の可能性を検討した。

県事業

[平成 26 年度事業]

■**まちの子育てひろば事業**（平成 14 年度～ 男女家庭課・各県民局・県民センター）

子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通して、子育ての悩みを話し合ったり、情報交換ができる場として、保育所、幼稚園、公民館などで開設されている「まちの子育てひろば」の活動を支援している。

■**県民交流広場事業**（平成 16 年度～ 協働推進室・各県民局・県民センター）

県民一人ひとりが、小学校区などの身近な地域を舞台に、多彩な分野で実践活動・交流、生涯学習、情報収集・発信等に取り組むことができるよう、活動の場の整備と活動の立ち上げに要する経費を助成し、地域コミュニティの担い手の確保や広場のネットワーク化を応援し、参画と協働によるコミュニティづくりを推進している。

■**子育て応援ネット**（平成 16 年度～ 男女家庭課・各県民局・県民センター）

子育て家庭への見守り・声かけ・相談・情報提供を促進する運動（子育て家庭応援運動）を展開し、地域の大人たちが子育てに積極的に関わる気運を全県で盛り上げる中で虐待・問題行動等 SOS をキャッチした場合は専門相談につなぐなど、地域ぐるみで子育て家庭を支援している。

■**ひょうご子育てコミュニティ(旧 NPO と行政の子育て支援会議)**(平成 18 年度～ 男女家庭課)

NPO、行政、企業、大学等の団体が共同して子育て支援を行う仕組みをつくり、社会全体で子育て支援の取組を推進している。

■**地域安全まちづくり事業**（平成 18 年度～ 地域安全課・各県民局・県民センター）

まちづくり防犯グループの活動を支援するとともに、SOS 地域安全キャッチ電話相談の開設、地域安全まちづくり推進員・事業所における防犯責任者の設置促進を通じて、県民・地域団体や事業者による地域安全まちづくり活動の促進と定着を図り、県警との連携のもと、安全に安心して暮らせる地域社会の実現をめざしている。

■**県民等とのパートナーシップによる道路・河川等の維持管理（ひょうごアドプト）**

（平成 18 年度～ 技術企画課・道路保全課・河川整備課・港湾課・各県民局・県民センター）

県が管理する道路・河川・海岸などの公共物において、一定区間を 5 名以上の団体に養子縁組（アドプト）してもらい、ボランティアで清掃美化活動を行い、快適な生活環境の創出に取り組むことで、地域への愛着心を深め、新たなコミュニティの形成を促進している。

市町事業 ※主なもの

[神戸市]

■**協働コーディネート業務**（平成 19 年度～）

「協働と参画のプラットフォーム」における市とNPO及び地域団体との協働と参画のまちづくりを推進している。

[尼崎市]

■**市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」運営事業**（平成 25 年度～）

インターネット上において市民活動団体の情報や様々な事業に関する情報の収集・発信を行うとともに、相互の交流を図ることができる機能を有するポータルサイトを設置・運営している。

[西宮市]

■**西宮市NPO等公益活動市民団体と行政の協働会議**（平成 17 年度～）

市とNPO等団体が協働して、福祉、子育て、環境、まちづくり等の様々な地域課題に取り組めるよう、NPO等団体と行政がその方策について、対等の立場で協議・情報交換等を実施している。

[三田市]

■**市民活動コーディネート事業(交流会等)**（平成 17 年度～）

参加者全員でそれぞれの活動の成果や課題、ノウハウについて意見交換・共有しながら、互いに理解し交流を深め、市民活動の活性化と自立を促進することを目的とした事業を実施している。

◆中間支援組織の活躍◆

阪神・淡路大震災では、被災者を支援するためのさまざまなボランティア活動が展開され、数多くのボランティア団体や NPO が生まれた。刻々と変化する被災者ニーズに的確に対応するために、これらの団体の活動を“つなぎ”“まとめる”「中間支援組織」がボランティアや NPO の活動を支える大きな役割を果たした。

その後、地域を活性化させる「中間支援組織」の存在が欠かせないものとなり、「中間支援組織」は、活動情報の提供、法人設立等各種相談、団体運営のための研修会の開催、ネットワーク構築のための交流会の開催などを実施してきた。

兵庫県内には、NPO 法人として中間支援活動に取り組む法人が数多く誕生しており、地域課題の解決や共助社会の実現に向け、大きな役割を果たしている。

■ひょうご中間支援団体ネットワーク（平成 24 年度～）

兵庫県内の 28 の中間支援団体が、情報共有、研修、交流を目的に平成 24 年度に作ったネットワーク。

「NPO 法人設立・運営の手引き」を NPO 法人の所轄庁である県協働推進室・神戸市市民協働推進課と中間支援組織が協働して作成する「手引き改定プロジェクト」を企画実施。

平成 24 年度末に「NPO 法人の手引き-設立・運営編」「NPO 法人の手引き-認定 NPO 法人編」を作成。引き続き平成 25 年度には「認定 NPO 早わかりガイド」を作成・配布。

〔ひょうご中間支援団体ネットワーク参加団体一覧表（平成 26 年 12 月 16 日現在）〕

No.	団体名 [所在地]	No.	団体名 [所在地]
1	(一財)明石コミュニティ創造協会[明石市]	15	(特)シミンズシーズ[加古川市]
2	(特)あしやNPOセンター[芦屋市]	16	(特)しゃらく[神戸市須磨区]
3	(特)ウィズアス[神戸市長田区]	17	(特)シンフォニー[尼崎市]
4	NPO会計支援センター[宝塚市]	18	(特)ソーシャルデザインセンター淡路[南あわじ市]
5	(特)北播磨市民活動支援センター[小野市]	19	(認定特)宝塚NPOセンター[宝塚市]
6	(特)神戸まちづくり研究所[神戸市中央区]	20	(特)にしのみやNPO協会[西宮市]
7	(特)コミュニティアートセンターブラッツ[豊岡市]	21	(一社)ノオト[篠山市]
8	(認定特)コミュニティサポートセンター神戸[神戸市東灘区]	22	(特)場とつながりの研究センター[三田市]
9	(特)コミュニティ事業支援ネット[西宮市]	23	(特)阪神・智頭NPOセンター[伊丹市]
10	(認定特)コムサロン21[姫路市]	24	(特)ひと・まち・あーと[たつの市]
11	三田市市民活動推進プラザ[三田市]	25	姫路市民活動ボランティアサポートセンター[姫路市]
12	(認定特)市民活動センター神戸[神戸市中央区]	26	(公財)ひょうごコミュニティ財団[神戸市中央区]
13	(特)しみん基金KOBÉ[神戸市中央区]	27	(特)ひょうご・まち・くらし研究所[神戸市中央区]
14	(特)市民事務局かわにし[川西市]	28	ひょうごボランタリープラザ[神戸市中央区]

(4) 情報提供・相談

地域・分野を超えたボランティア活動のノウハウ普及や団体・NPO 間の交流促進を図るため、県内各地域の多様な活動・支援に関する情報の提供を図る情報ネットワークの構築や、活動の内容に応じた相談やコーディネートができる体制を構築している。

ボランティアプラザ事業

[平成 26 年度事業]

■NPO 法人設立運営相談（平成 14 年度～）

ボランティアプラザ内の交流サロンにおいて NPO 法人の設立や運営に関する相談を実施している。

■地域づくり活動情報システム「コラボネット」（平成 15 年度～）

県内でボランティア活動を行う地域団体・NPO 法人等の団体情報や地域づくり活動情報の登録を行い、発信する情報ネットワークを運営し、登録者相互の交流支援等を行っている。

<地域づくり活動登録システム>

地域づくり活動団体が登録した情報（活動内容、活動分野、活動地域、団体の概要など）を地域別・分野別に整理し、情報提供。

<ひょうごボランティア活動支援ナビ>

平成 17 年度から、①行政・民間の支援機関・中間支援組織や企業等が実施している地域づくり活動支援施策・事業に関する情報と、②NPO 法人・ボランティアグループ・地域団体等による地域づくり活動支援の募集に関する情報を集約し、情報提供。

■のじぎくボランティアネット（平成 19 年度～）

のじぎく兵庫国体等で高まったボランティア活動への機運を継続的な実践活動につないでいくため、ボランティア募集情報をボランティア活動メールマガジンにより配信している。

[過去に実施した事業]

■NPO 専門相談（平成 13～22 年度 ボランティアプラザ開設までは県）【再掲 P22】

先行事業として実施した法律や会計・財務などの実務的な諸問題について、弁護士、公認会計士等が応じる専門相談を実施した。

■ボランティア情報誌「コラボレーション」の発行（平成 14～19 年度）

ボランティアプラザ事業、NPO 法人やボランティアグループ等の情報、助成制度などを掲載した機関誌を毎月発行した。

県事業

[平成 26 年度事業]

■ひょうご勤労者ボランティアシステム推進事業（平成 16 年度～ 労政福祉課）

勤労者のボランティア活動を促進し、参画と協働をめざす地域社会づくりの推進とゆとりのある勤労者生活を実現するため、勤労者ボランティアの活動を支援している。

■企業の社会貢献活動促進事業（平成 19 年度～ 協働推進室・ボランティアプラザ）

地域密着型の社会貢献活動を行っている企業の経営者・CSR 担当者に対するインタビューを実施し、インタビュー記事を県の支援施策と併せて、社会貢献企業紹介ホームページ「地域とともに歩むひょうごの企業」で紹介している。

（平成 27 年 3 月現在：63 社）

■ひょうご NPO 情報サイト『県民ボランティア活動の広場』（平成 22 年度～ 協働推進室）

NPO 法人の信頼性を高めるため、NPO 法人情報の縦覧・閲覧、NPO 法人の指導・監督情報などをインターネットで閲覧できるサイトを開設している。

このサイトでは、「NPO 法人設立運営の手引」のダウンロードのほか、助成金情報等も掲載し、NPO 法人等の設立や運営を支援している。

[過去に実施した事業]

■企業の社会貢献活動 100 事例集の作成（平成 22 年度 地域協働課）

地域のボランティア活動の活性化を図っていくには、企業が社会貢献活動を進めていくことが強く期待されることから、社会貢献活動実例を調査した。

■企業と NPO 等の社会貢献活動連携サポート事業（平成 25 年度 協働推進室・ボランティアプラザ）

社会貢献活動への意欲を有する企業等と協働を希望する NPO との出会いの場を提供した。

市町事業 ※主なもの

- 市町広報誌や情報誌の発行
- ホームページを活用した団体紹介
- NPO・ボランティア団体設立・運営相談 など

(5) 調査研究

ボランティア活動に関する社会的な課題や支援方策についてテーマを設定し、調査研究を実施している。

ボランティアプラザ事業

[平成 26 年度事業]

- **県民ボランティア活動実態調査**（昭和 59 年度～ボランティアプラザ開設までは県社協）
県民ボランティア活動を行っている団体やグループの実態・課題等を把握し、今後のボランティア活動支援方策を検討するための基礎資料とするため実施している。

[これまでの実施状況]

8 回実施（実施年度：昭和 59・63、平成 4・8・12・16・21・26 年度）

[過去に実施した事業]

- **団体・NPO 等活性化調査研究支援事業**（平成 15～18 年度 ボランティアプラザ）
団体・NPO 等の活動振興に関する調査研究を、団体・NPO 法人、企業、大学等による研究チームに委託したほか、NPO 法人等から退職者や若者を地域づくり活動に導くための先導的な提案の募集、NPO 実態調査等を実施した。
- **市民活動の基盤強化のための実践的調査事業**（平成 15・16 年度 委託：ひょうご市民活動協議会）
市民活動の基盤強化のために中間支援機能を高めることを目的に、ひょうご市民活動協議会（HYOGON）に委託して実施した。
- **市町域でのボランティア活動推進方策に関する調査・研究事業**（平成 15・16 年度）
市町域におけるボランティア活動推進拠点のあり方について調査研究を実施した。
- **災害時におけるボランティア活動支援方策の検討**（平成 17 年度 ボランティアプラザ）
NPO 法人や関係団体、県、関係市町社協等で、大規模災害時に災害ボランティアが最大限の力を発揮できるよう、支援関係機関・団体の役割・機能の明確化や相互ネットワークの強化等支援体制の充実強化方策等について研究・協議した。

6 災害ボランティア活動の支援

(1) 災害ボランティアセンターの開設と運営の仕組みの整備

阪神・淡路大震災以降、大規模災害時に、ボランティアによる支援はなくてはならないものになっている。

<国の動き>

国は、平成7年12月の閣議で、災害時におけるボランティア活動について認識を深めるとともに災害への備えの充実強化を図るため、1月17日を「防災とボランティアの日」、1月15日から21日を「防災とボランティア週間」と定めた。

また、相次いで災害が発生し、防災ボランティア活動の環境整備に関する様々な課題が浮き彫りとなった平成16年度、関係者と国等が一堂に会して課題、先進事例、解決策等を共有・意見交換し、解決策を論議し環境を構築する場「防災ボランティア活動検討会」を設置。

そのほか、ボランティアの相互交流や裾野拡大のための「防災とボランティアのつどい」の開催、「防災ボランティア活動の情報ヒント集」「地域の『受援力』を高めるために」などの普及啓発資料の作成・配付により、関係機関だけでなく広く一般市民の防災ボランティア活動支援を実施している。

<県の動き>

災害ボランティア活動への支援は、一次的には市町の業務であるが、早期の支援体制の充実を図るため、県地域防災計画にも県及び市町がボランティア活動への支援体制の整備等に取り組むこととしており、市町における災害ボランティア活動支援マニュアル作成のガイドラインになるものとして、平成14年3月に「災害ボランティア活動支援指針」を策定した。

その後、台風23号(平成16年10月発生)において、多くの災害ボランティアを受け入れたが、受け入れや活動支援のさらなる強化の必要性等の課題が顕在化したことから、検証委員会の提言等を踏まえ、指針の内容の充実を図った。

ボランティアプラザでも台風23号の検証結果を踏まえ、平成18年度以降、新たに災害ボランティア活動支援のための事業を実施している。

ボランティアプラザ事業

■災害ボランティアコーディネーター養成研修（平成18年度～）【再掲 P27】

市町社協の災害救援支援担当者を対象に、災害時におけるボランティアセンター及びボランティアコーディネーターの役割と、被災地のニーズに即した迅速な支援について学ぶ研修を開催している。

■市町社協災害救援活動マニュアルの策定支援（平成18年度～）

県内各市町社協に対して、災害ボランティアセンターの設置・運営に関して規定するマニュアルの作成を支援している（平成26年4月現在 30市町が作成）。

■災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議（平成 18 年度～）

災害発生時に災害ボランティア活動が最大の力を発揮するには、災害ボランティア活動に関わる関係団体が、平時から顔見知りの関係を構築しておくことが有効であることから、災害時にそれぞれの持つ特性・資源・能力を活かした迅速かつ効果的な支援体制を構築することとしている。

【構成団体】

- ・生活協同組合コープこうべ
- ・特定非営利活動法人日本災害救援ボランティアネットワーク
- ・日本赤十字社兵庫県支部
- ・兵庫県商工会議所連合会
- ・兵庫県商工会連合会
- ・兵庫県経営者協会
- ・日本労働組合総連合会兵庫県連合会
- ・公益社団法人日本青年会議所近畿地区 兵庫ブロック協議会
- ・兵庫県労働者福祉協議会（ひょうご勤労者ボランティアシステム）
- ・兵庫県ボランティア協会
- ・西日本高速道路株式会社関西支社
- ・大学コンソーシアムひょうご神戸
- ・兵庫県立高等学校長協会
- ・社会福祉法人神戸市社会福祉協議会
- ・社会福祉法人兵庫県共同募金会
- ・社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会
- ・兵庫県（企画県民部協働推進室、防災企画局防災企画課・防災計画課）

■ひょうご災害ボランティア活動サポート事業（平成 26 年度～）【再掲 P37】

集中豪雨等の災害に迅速・的確に対応するため、助成対象を災害ボランティア活動支援に特化して市町社協ボランティアセンターに助成している。

<県社協の動き>

県社協では、平成 13 年 12 月に近畿ブロック府県・指定都市社協による相互支援協定を、平成 24 年 8 月には県社協・県内市町社協における相互支援要綱を定めることにより、県内外における連携支援体制を構築し、被災地支援を実施している。

【社協における「災害時の相互支援に関する協定」等の締結】

◆近畿ブロック府県・指定都市社協「災害時の相互支援に関する協定」（平成 13 年 12 月）

近畿ブロック府県・指定都市社協の管内で、地震、津波、風水害等災害救助法が適用された大規模災害により住民生活に甚大な被害が発生した場合の相互支援の内容等必要な事項を定めている。

◆県社協・県内市町社協「社会福祉協議会における災害時の相互支援要綱」（平成 24 年 8 月）

兵庫県社協及び県内の市町社協が、地震・風水害等の災害により住民生活に甚大な被害が発生した場合の相互支援の内容、体制等必要な事項を定めている。

(2) 災害ボランティア活動支援

阪神・淡路大震災以降、県内又は県外で発生した大規模災害に対し、阪神・淡路大震災の経験と教訓を活かして、災害ボランティア活動支援を行っている。

① 兵庫県内の主な災害（阪神・淡路大震災以降）

■ロシアタンカー重油流出事故（平成9年1月 竹野町）

阪神・淡路大震災後、県内で「災害ボランティアセンター」を立ち上げた最初は、平成9年の「ロシアタンカー重油流出事故」だった。竹野町社協が災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの受け入れを行うとともに、県社協は、県・市町と連携して「但馬海岸クリーニング大作戦」を実施した（参加人数 延べ5,363人）。

■台風23号災害（平成16年10月 但馬・淡路地域ほか）

平成16年の台風23号は、但馬や淡路など県内各地に甚大な被害をもたらした。

被害状況を把握するため、県社協は、平成8年度に設置して以降初めてとなる先遣隊を4カ所（洲本市班、津名郡班、北播磨班、豊岡市班）に派遣。この先遣隊の派遣・視察状況を勘案して、5市8町（宝塚市、三木市、西脇市、黒田庄町、豊岡市、養父市、日高町、但東町、出石町、洲本市、津名町、一宮町、五色町、西淡町）に災害ボランティアセンターが設置された。

ボランタリープラザは、ボランティアバスを6日間・延べ33台・約1,000人派遣した。

この災害では、支援職員の派遣、ボランティアバスの運行、ボランティアの受入調整、活動資機材の確保など、その後の災害支援のモデルとなる基本的枠組みが作られた。また、「近畿ブロック府県・指定都市社協の災害時の相互支援に関する協定」に基づき、県内だけでなく、県外社協からの職員の派遣も実施された。

一方で、災害ボランティアセンター運営マニュアルの未整備、ボランティアコーディネーターの不足などの課題が明らかになったことから、ボランタリープラザで検証が行われ、その後の災害ボランティア支援のための事業につながった。

■台風9号災害（平成21年8月 西播磨・但馬地域）

平成21年の台風9号では、佐用町を中心に豪雨被害を受け、佐用町、宍粟市、朝来市に災害ボランティアセンターが設置された。この時は「災害ボランティアセンター運営マニュアル」が整備されていたことから、スムーズに災害ボランティアセンターが立ち上げられた。

県社協・県内市町社協が職員を派遣するとともに、「近畿ブロック府県・指定都市社協の災害時の相互支援に関する協定」に基づき、県外社協職員の派遣も行われたほか、ボランタリープラザがボランティアバスを5日間・延べ11台・390人派遣した。その他、災害関連のNPOとの協働や、自治会長と連携したボランティアニーズの把握も行われた。

■台風15号災害（平成23年9月 淡路地域）

平成23年の台風15号では淡路市に大きな被害が発生し、災害ボランティアセンターが設置された。県社協、市町社協から職員が派遣され、ボランタリープラザからはボランティアバスを1台・43人派遣した。

■淡路島地震（平成25年4月 淡路地域）

平成25年4月、淡路島で震度6弱の地震が発生し、県社協（ボランタリープラザ含む）から先遣隊等を派遣し、現地被害状況の把握を行った。

■丹波豪雨災害（平成26年8月 丹波市）

平成26年8月16日に発生した豪雨により、丹波市内の30カ所を超える箇所で土砂崩れが発生し、大規模な被害が発生した。

丹波市では、市社協が策定していた「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、センターの開設場所や運営組織が円滑に決まり、災害発生から3日後の8月19日より災害ボランティアセンターを立ち上げた。また、市と市社協が「災害時における丹波市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」に基づき、拠点・資機材の確保、市の災害対策本部との連絡調整を担う行政担当職員の配置等を行った。

センターの運営は、東日本大震災等の被災地で活動経験を持つ地元のグループと市社協が連携して行い、ボランティアニーズを把握するための調査等は、日頃の地域のネットワークを生かし、各小学校区単位の自治協議会や自治会の会長が行った。

県社協は県内市町社協に資機材の提供や運営支援スタッフを呼びかけ、毎日10人以上の運営支援スタッフが派遣され、これまでの経験やノウハウを生かした支援活動が行われた（県・市町社協からの職員（運営支援スタッフ）派遣：延べ399人）。災害ボランティアの全国組織からも支援が寄せられた。

災害発生から1か月が経過した平成26年9月17日より、「災害ボランティアセンター」は「復興支援ボランティアセンター」に体制を移行し、被害の大きかった3地域のコミュニティセンター等にサテライトを設置して、自治協議会やNPOと連携して地域密着型のボランタリー活動を実施。平成26年12月からは市社協が常設する「丹波市ボランティア・市民活動センター」で、活動要請やボランティア参加希望者の受付、活動支援を継続している。

ボランタリープラザでは、被災地で活動する災害ボランティアを派遣するため、災害ボランティアセンターが開設された8月19日から、ボランティアバスを11日間・延べ11台・272人派遣した。このほか、市町社協、NPO法人、任意団体、大学、高校などからの派遣や個人での参加など、県内外から1万8千人を超えるボランティアが丹波に駆け付け、活動している【平成27年3月現在】。

ボランティアについては、丹波市・県のほか関西広域連合のホームページでも参加を呼びかけたが、8月20日に広島市でも豪雨による大規模な土砂災害が発生し、テレビ・新聞等で広島の被害ばかりが取り上げられたため、多くのボランティアが丹波ではなく広島に救援に入るという状況が生じた。災害ボランティア募集に関する情報発信について、情報発信手段の構築等、今後検討する必要がある。

◆自治会、地元のボランティア団体・NPO等の活躍◆

丹波市豪雨災害では、センター運営を丹波市社協や行政、災害支援ボランティアネット「丹まごころ」などの地元のボランティア団体等が中心となってい、自治会や自治協議会が地元のニーズ把握や連絡調整を行うなど、日頃の地域のネットワークが活かされた。

自治会や地元のボランティア団体・NPO等との連携は、被災者の要望把握やボランティアの派遣・活動調整、被災地への送迎や資機材の調達などの災害復旧支援・被災者支援に大きな役割を果たした。サテライトを設置した前山、竹田、美和ではNPO法人いきいき前山など地元のNPO法人等が運営に携わることで、地域に密着したきめ細かな対応が行われた。

② 県外の災害

県外で大規模災害が発生した際には、阪神・淡路大震災の経験を生かし、県・市町社協職員が災害ボランティアセンターのコーディネートを支援し、ボランティアプラザがより早い時期に、ボランティアバスでボランティアを派遣するスタイルが確立された。

[県・県社協・ボランティアプラザが関わった県外の災害]

■ロシアタンカー重油流出事故（平成9年1月）福井県・日本海沿岸各県

【県社協】福井県に先遣隊を派遣してボランティアコーディネートなどの支援を実施

■有珠山噴火災害（平成12年3月）北海道

【県社協】伊達市・虻田町現地福祉救援ボランティア本部に職員派遣

■鳥取西部地震（平成12年10月）鳥取県

【県社協】日野町災害ボランティアセンターへ市町社協ボランティアコーディネーターをチーム派遣

■中越地震（平成16年10月）新潟県

【県社協】川口町社協災害ボランティアセンターへ職員派遣

■能登半島地震（平成19年3月）石川県

【県社協】輪島市災害ボランティアセンターへ職員派遣

■中越沖地震（平成19年7月）新潟県

【県社協】柏崎市災害ボランティアセンターへ職員派遣

■東日本大震災（平成23年3月）宮城県・岩手県・福島県ほか

詳細は別途記載（P.49）

■和歌山県豪雨災害（平成23年9月）和歌山県

【県社協】那智勝浦町社協、新宮市社協、古座川町社協へ県・市町社協職員派遣

【プラザ】ボランティアバスを運行（3日間・延べ6台 95人）

■九州北部豪雨災害（平成24年7月）熊本県

【プラザ】ボランティアバスを運行（1台 25人）

■山口県豪雨災害（平成25年8月）山口県萩市

【プラザ】ボランティアバスを運行（1台 25人）

■京都府豪雨災害（平成25年9月）京都府福知山市ほか

【県社協】福知山市内福祉施設等支援のため県内社協職員がボランティアとして参加

【プラザ】ボランティアバスを運行（2台 45人）

■徳島県豪雨災害（平成26年8月）徳島県那賀町

【県社協】那賀町社協へ職員派遣

【プラザ】ボランティアバスを運行（1台 23人）

◆災害ボランティアセンターの設置運営◆

災害ボランティアセンターの設置運営は、行政が設置運営、社協が設置運営、行政が設置し運営は社協など様々である。福井県では、官民で組織し、県が事務局となっている「福井県災害ボランティアセンター連絡会」が「県災害ボランティアセンター」を設置・運営する『協設協営』方式を採用しており、重油流出事故における義援金を原資とした「福井県災害ボランティア活動基金」を創設して、活動しやすい環境を整備している。

＜東日本大震災被災地の支援＞

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のマグニチュード 9.0 を記録し、巨大津波の発生により東北の太平洋沿岸地域に甚大な被害が発生した。発災直後から、県、県社協、市町、市町社協、NPO 法人、任意団体等は、それぞれの役割に応じて、被災地と被災者に対する支援活動を精力的に展開してきた。また東日本大震災は「企業のボランティア元年」と言われるほど、企業の支援活動がクローズアップされた。

【ボランティアコーディネーターとして職員の派遣】

県社協は3月18日から職員を派遣。その後、市町社協職員も加わり、8月末までに延べ2,500人の職員を派遣し、現地災害ボランティアセンターの運営支援を行った。兵庫県からの派遣者数は全国一位だった。県がカウンターパートとして担当することになった宮城県の支援では、ボランティア支援担当として社協職員を位置づけ、県職員と連携しながら活動を行った。

【ボランティアバスの派遣】

ボランタリープラザは、ボランティア派遣のため、3月18日から20日まで第1次先遣隊を、3月23日から25日まで第2次先遣隊を派遣。その後、現在まで被災地のニーズに応じたボランティアを派遣し続けている。また、NPO法人や任意団体がボランティアに参加する場合のバス代等への助成事業も実施している。その他、市町社協やNPO法人、大学、企業なども被災地にボランティアを派遣しており、兵庫県からは非常に多くの県民がボランティアとして被災地で救援活動を行った。

＜東日本大震災被災地へのボランティアバスの派遣＞（平成 27 年 3 月 1 日現在）

	プラザ主催		高校・大学等との協働バス		派遣助成	
22年度	3回(バス11台)	延べ180人	—	—	—	—
23年度	10回(バス33台)	延べ634人	41回(バス58台)	延べ1,396人	8件(バス9台)	延べ223人
24年度	5回(バス9台)	延べ171人	31回(バス39台)	延べ1,006人	38件(バス48台)	延べ1,163人
25年度	6回(バス12台)	延べ236人	34回(バス46台)	延べ1,166人	41件(バス45台)	延べ1,117人
26年度	6回(バス8台)	延べ148人	34回(バス44台)	延べ1,096人	37件(バス38台)	延べ817人
計	30回(バス73台)	延べ1,369人	140回(バス187台)	延べ4,664人	124件(バス140台)	延べ3,320人

※プラザ主催：プラザが主催し、一般ボランティアを募集して実施。

※協働バス：プラザが高校・大学等と協働でボランティアバスを運行。

※派遣助成：ボランティアグループ、NPO等が企画・運行するバス等の一部経費を助成。

【ボランティア・インフォメーションセンター】

発災直後のガソリン不足が解消され、平成 23 年 4 月上旬からは県外からボランティアが被災地に駆け付ける環境が整ったが、被災地の情報に偏りがあり、どこでどんなボランティアが必要なのかがわかりづらかった。

県とボランタリープラザではボランティアに対する総合案内が必要との判断から、平成 23 年 4～5 月の 1 か月間、東北自動車道泉パーキングに「ボランティア・インフォメーションセンター」を設置。被災市町のボランティアセンター受入状況など最新情報を提供した。センターの運営には県内の NPO 法人や東北大学など被災地の団体も参加した。

閉所後は、ボランタリープラザ内に「東日本大震災ボランティア・インフォメーションセンター・兵庫」を開設し、引き続きボランティアに関する情報を提供している。

【ひょうご若者災害ボランティア隊】

平成 24 年度より、東日本大震災や台風による被災地でボランティア活動をした若者を「ひょうご若者災害ボランティア隊」として登録。ひょうごの若い力を一過性のものとすることなく、今後の県内外での大規模災害発生時に生かすこととしている。

【役割】

- ・災害発生後、先遣隊として被災地に入り、一般ボランティアの派遣に向け、被災状況等を確認
- ・一般ボランティア派遣時にリーダーを務めるとともに、泥出し、がれき撤去等に従事

◆東日本大震災被災地支援からの教訓◆

宮城県「東日本大震災－宮城県の 6 ヶ月間の災害対応とその検証－」（平成 24 年 3 月）によると、震災発生当初、被災市町の災害ボランティアセンターの運営体制が整わなかったことや被災者救助のために立入禁止区域が設けられたこと等により、県外からのボランティアを受け入れることができなかった。

災害時に、速やかにボランティアを受け入れられるよう平時からの受援体制の構築が求められている。

◆災害時相互協力にかかる協定の締結◆

ボランタリープラザは、公益社団法人日本青年会議所近畿地区兵庫ブロック協議会（JC兵庫ブロック）と、災害救援ボランティア活動等を効果的に行うことができるよう、災害時における支援活動や平常時における備えについて相互に協力するための協定を平成 26 年 9 月に締結した。

◆災害ボランティア活動支援プロジェクト会議による支援◆

災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（通称:支援 P）は、企業、NPO、社協、共同募金会等により構成されるネットワーク組織であり、平成 17 年 1 月、社会福祉法人中央共同募金会が設置。

平常時には、災害支援に関わる調査研究、人材育成や啓発活動を行い、災害時には多様な機関、組織、関係者等が協働・協力して被災地を支援。県内の災害では、平成 21 年 8 月に佐用町と宍粟市に入り、調査・助言等による災害ボランティアセンターの運営支援が行われた。

◆被災地復興のための専門家の派遣◆

兵庫県では、被災地の早期復興の支援を目的として、阪神・淡路大震災等で実践経験のある NPO 法人等を、住民主体のまちづくり、仮設住宅・恒久住宅移行後のコミュニティの再生、高齢者の見守り、商店街の振興、就労支援、被災児童等のこころのケアといった被災地の課題解決に対応するため、『復興サポーター』（復興サポート事業）や『ひょうごまちづくり専門家』（ひょうごまちづくり専門家派遣事業）として東日本大震災の被災地等へ派遣している。

【参考】兵庫県内のボランティア活動団体の現状

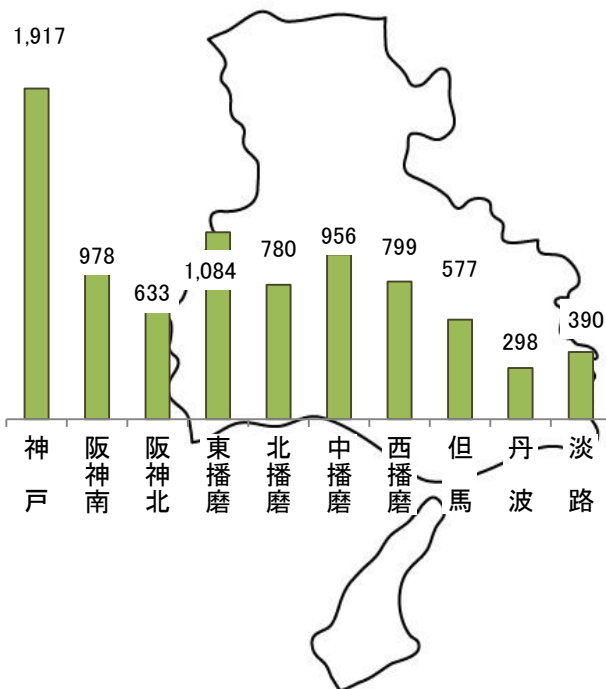
1 県内の任意団体・NPO法人の数

兵庫県内には、県内市区町社会福祉協議会に登録し、ボランティア活動を行っているグループ・団体（任意団体）が8,412団体（平成26年4月1日現在【図表A】）、所轄庁からの認証を受けたNPO法人が2,087法人ある（平成27年2月20日現在【図表B】）。

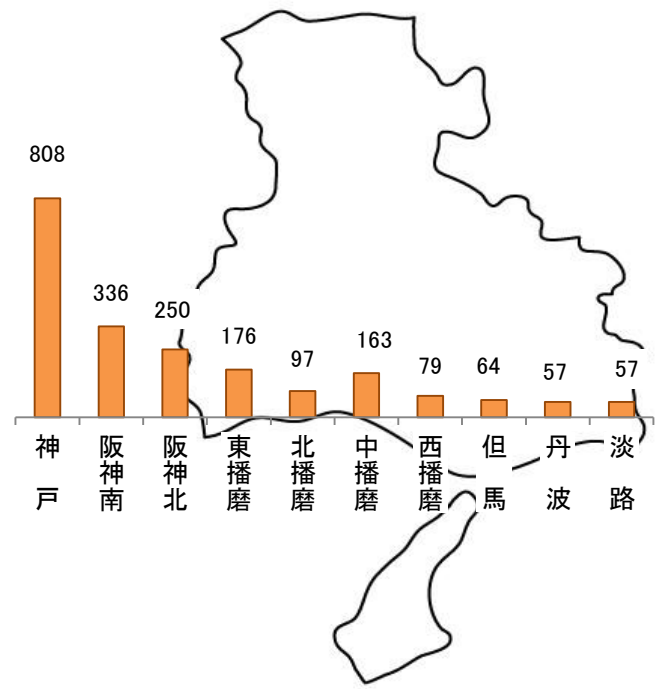
また、全国のNPO法人認証数は49,763法人（平成26年12月31日現在 内閣府調べ）で、人口1万人あたりのNPO法人数は3.9法人（全国人口128,057,352人『平成22年国勢調査』）となっている。兵庫県で認証を受けた2,087法人に対する人口1万人あたりのNPO法人数は3.8法人である（兵庫県人口5,549,506人『兵庫県推計人口平成26年3月1日現在』）。

県内の地域別に、人口1万人あたりでみた県内の任意団体とNPO法人数は、任意団体では但馬33.9団体、西播磨30.7団体が他の地域に比べて多い【図表C】。また、NPO法人数では、神戸と丹波が5.3法人となっている【図表D】。

【図表A】 兵庫県の任意団体数
（県内市区町社協登録8,412団体）



【図表B】 兵庫県のNPO法人数
（県内認証2,087法人）



【図表C】 人口1万人あたりの任意団体数

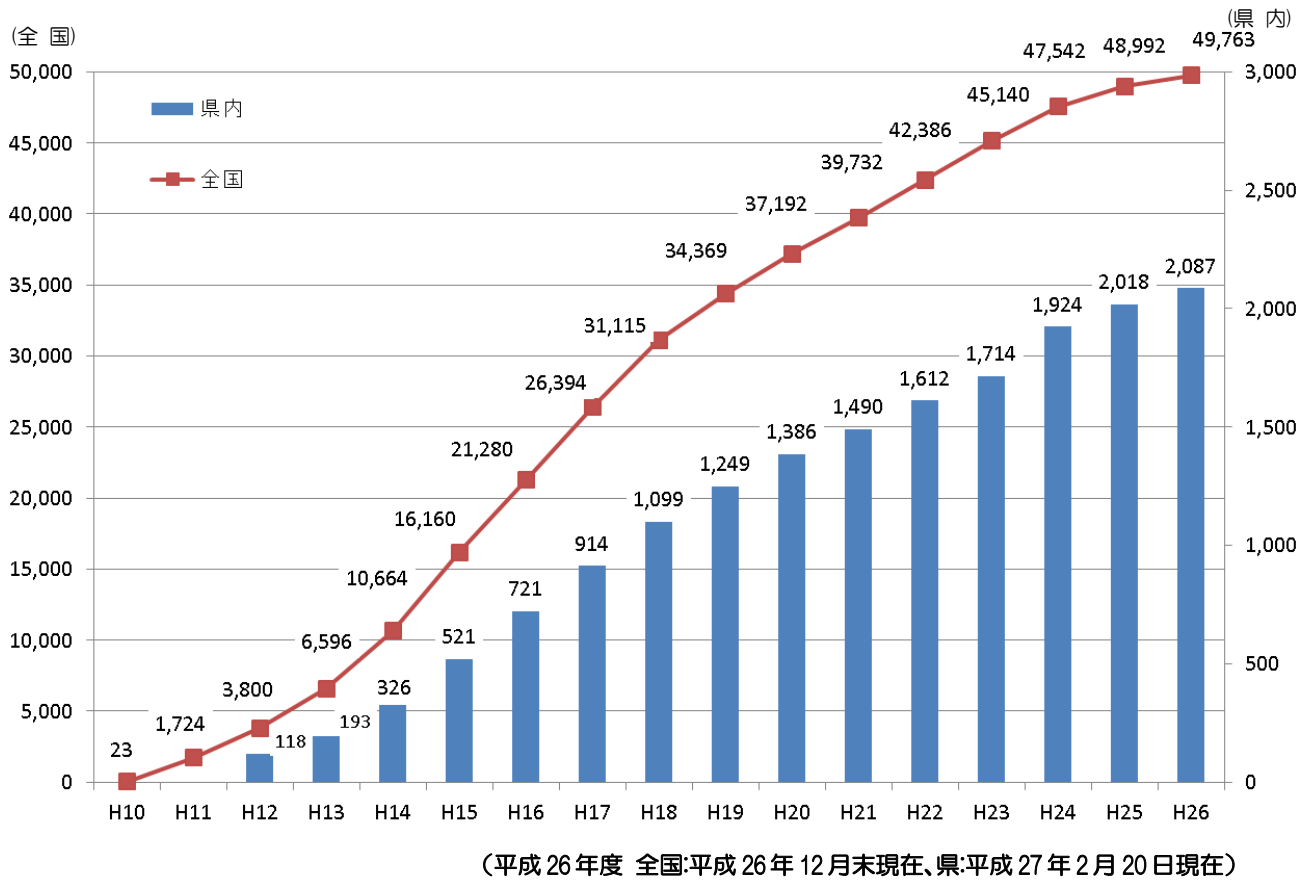
地域	任意団体数
神戸	12.4
阪神南	9.5
阪神北	8.7
東播磨	15.1
北播磨	27.9
中播磨	16.5
西播磨	30.7
但馬	33.9
丹波	27.1
淡路	27.9

【図表D】 人口1万人あたりのNPO法人数

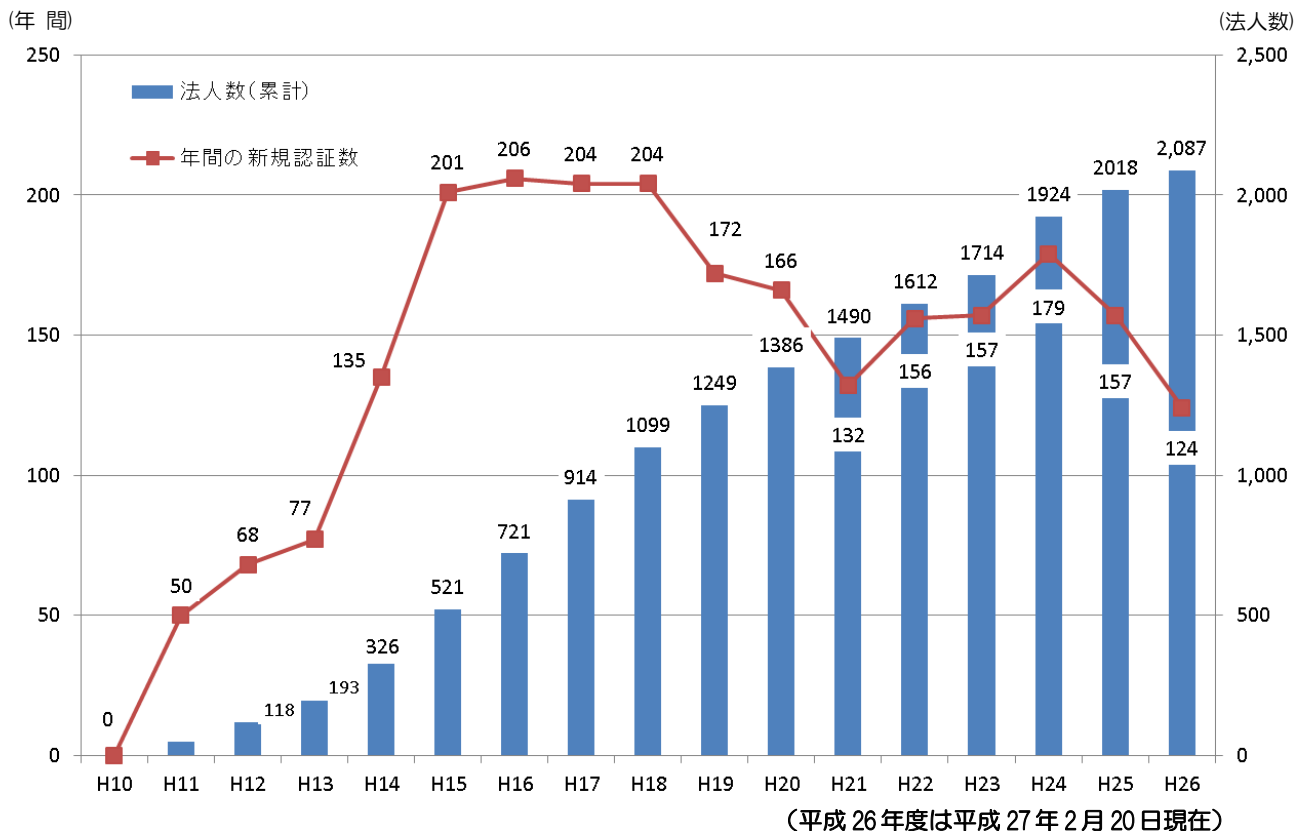
地域	NPO法人数
神戸	5.3
阪神南	3.3
阪神北	3.4
東播磨	2.5
北播磨	3.5
中播磨	2.8
西播磨	3.0
但馬	3.7
丹波	5.3
淡路	4.1

2 法人数の推移

NPO 法人について、法人数の推移をみると、平成 10 年 3 月の「特定非営利活動促進法」の公布、同年 12 月の施行以降、下図のとおり、県内の NPO 法人は、全国とほぼ同様のペースで増えている。



3 県内のNPO法人認証状況



4 地域別（市町別）NPO法人数〔平成27年2月20日現在〕

地域	市町名	法人数		人口	人口1万人当たり法人数	
神戸（1）	神戸市	808	808	1,538,601	5.3	5.3
阪神南 （3）	尼崎市	106	336	448,212	2.4	3.3
	西宮市	177		486,430	3.6	
	芦屋市	53		94,382	5.6	
阪神北 （5）	伊丹市	56	250	197,619	2.8	3.4
	宝塚市	105		228,142	4.6	
	川西市	38		156,076	2.4	
	三田市	41		114,293	3.6	
	猪名川町	10		31,056	3.2	
東播磨 （5）	明石市	75	176	291,193	2.6	2.5
	加古川市	59		267,540	2.2	
	高砂市	22		91,715	2.4	
	稲美町	14		30,862	4.5	
	播磨町	6		33,820	1.8	
北播磨 （6）	西脇市	13	97	41,558	3.1	3.5
	三木市	28		78,737	3.6	
	小野市	14		49,213	2.8	
	加西市	16		46,174	3.5	
	加東市	14		39,961	3.5	
	多可町	12		21,926	5.5	
中播磨 （4）	姫路市	156	163	535,024	2.9	2.8
	神河町	3		11,702	2.6	
	市川町	1		12,634	0.8	
	福崎町	3		19,654	1.5	
西播磨 （7）	相生市	9	79	30,339	3.0	3.0
	たつの市	19		78,798	2.4	
	赤穂市	13		49,311	2.6	
	宍粟市	18		38,927	4.6	
	太子町	4		33,696	1.2	
	上郡町	10		15,709	6.4	
	佐用町	6		18,065	3.3	
但馬 （5）	豊岡市	28	64	83,067	3.4	3.7
	養父市	11		24,847	4.4	
	朝来市	11		31,447	3.5	
	香美町	6		18,499	3.2	
	新温泉町	8		15,094	5.3	
丹波 （2）	篠山市	25	57	42,014	6.0	5.3
	丹波市	32		65,508	4.9	
淡路 （3）	洲本市	27	57	45,107	6.0	4.1
	南あわじ市	12		48,049	2.5	
	淡路市	18		44,505	4.0	
計（41市町）		2,087		5,549,506	3.8	

全国 49,763 （全国累計数は内閣府調査（H27.12.31現在））

5 県内の認定NPO法人数

平成24年4月の改正NPO法施行後、兵庫県では新たに17法人（うち神戸市で8法人）を認定し、県内の認定法人数は、7法人から24法人へと大幅に増加している。

◆認定NPO法人数の推移（累計）◆

	H21	H22	H23	H24	H25	H26 (H27.2.12現在)
兵庫県	2	7	7	12	17	24
うち国税庁認定	2	7	7	7	5	5
うち兵庫県認定	－	－	－	3	6	11
うち神戸市認定	－	－	－	2	5	8
全 国	127	198	244	409	615	751
うち都道府県・ 指定都市認定	－	－	－	144	380	567

※NPO法改正に伴い、平成24年度から認定事務が国税庁から都道府県・指定都市に移管されている。
 ※平成25年度については、兵庫県認定と国税庁認定の有効期間の重複があり、兵庫県認定としてカウントしている。

※認定の有効期間は認定日から5年、仮認定は3年となっている。

◆県内認定NPO法人一覧◆

県内の認定NPO法人を地域別に見ると、神戸11法人、阪神南6法人、阪神北4法人、中播磨2法人、西播磨1法人となっており、活動分野はNPO法人の設立・運営支援を行う中間支援や保健・医療・福祉分野、災害救援など様々である。（平成27年2月12日現在）

	認定年度	法人名	所在地	
国税庁 認定 (5)	22	地球ボランティア協会	芦屋市	
	22	日本レスキュー協会	伊丹市	
	22	阪神淡路大震災一七希望	神戸市北区	
	22	黄河の森緑化ネットワーク	神戸市中央区	
	22	市民活動センター神戸	神戸市中央区	
兵庫県 認定 (11)	24	宝塚NPOセンター	宝塚市	
	24	放課後遊ぼう会	宝塚市	
	24	ネットワーク太子の風	揖保郡太子町	
	25	コムサロン21	姫路市	
	25	フードバンク関西	芦屋市	
	25	兵庫さい帯血バンク	西宮市	
	26	子どものみらい尼崎	尼崎市	
	26	日本災害救援ボランティアネットワーク	西宮市	
	26	姫路市介護サービス第三者評価機構	姫路市	(仮認定)
	26	こむの事業所	宝塚市	(仮認定)
神戸市 認定 (8)	24	認知症予防ネット神戸	神戸市東灘区	
	24	西神戸トラウマカウンセリングルーム	神戸市西区	
	25	コミュニティ・サポートセンター神戸	神戸市東灘区	
	25	産業人OBネット	神戸市中央区	(仮認定)
	25	デイ・ステーションたるみ・ともの家	神戸市垂水区	(仮認定)
	26	ローンボウルズ日本	神戸市西区	
	26	まち・コミュニケーション	神戸市長田区	
	26	こどもコミュニティケア	神戸市垂水区	(仮認定)

6 認定NPO法人への寄附金に対する個人県民税・市町民税の税額控除◆

県内に主たる事務所を有する認定 NPO 法人に対する寄附金が個人県民税の寄附金税額控除の対象として追加（平成 25 年1月1日以降寄附分）され、認定 NPO 法人に個人が寄附した場合、最大で所得税 40%、県民税 4%、市町民税 6%が控除される。

【県内の認定・仮認定 NPO 法人に対する個人住民税寄附金税額控除の指定状況】

※条例制定済み：18市9町

（平成 27 年 3 月 9 日現在）

団体名	指定の方法	控除対象となる認定・仮認定 NPO 法人
兵庫県	条例で包括指定	県内に主たる事務所を有する認定 NPO 法人等
神戸市	個別指定（告示等）	認定 NPO 法人 阪神淡路大震災 1.17 希望の灯り 認定 NPO 法人 市民活動センター神戸 認定 NPO 法人 認知症予防ネット神戸 仮認定 NPO 法人 産業人OBネット 認定 NPO 法人 コミュニティ・サポートセンター神戸 認定 NPO 法人 西神戸トラウマカウンセリングルーム 仮認定 NPO 法人 ティ・ステーションたるみ・ともの家 認定 NPO 法人 ローンボウルズ日本 認定 NPO 法人 まち・コミュニケーション 仮認定 NPO 法人 こどもコミュニティケア
尼崎市	個別指定（告示等）	認定 NPO 法人 子どものみらい尼崎
西宮市	個別指定（告示等）	認定 NPO 法人 兵庫さい帯血バンク 認定 NPO 法人 日本災害救援ボランティアネットワーク 認定 NPO 法人 アメニティ 2000 協会
芦屋市	規則で包括指定	市内に主たる事務所を有する認定 NPO 法人等 〔 認定 NPO 法人 フードバンク関西 認定 NPO 法人 地球ボランティア協会 〕
宝塚市	条例で包括指定	市内に主たる事務所を有する認定 NPO 法人等 〔 認定 NPO 法人 宝塚 NPO センター 認定 NPO 法人 放課後遊ぼう会 仮認定 NPO 法人 こむの事業所 〕
川西市	条例で包括指定	市内に主たる事務所を有する認定 NPO 法人等 （なし）
三田市	条例で包括指定	市内に主たる事務所を有する認定 NPO 法人等 （なし）
加古川市	個別指定（告示等）	なし
稲美町	個別指定（告示等）	なし
播磨町	個別指定（告示等）	なし
多可町	条例で包括指定	全国の認定・仮認定 NPO 法人 （認定 NPO 法人等 ※所在地を問わず）
姫路市	規則で包括指定	市内に主たる事務所を有する認定 NPO 法人等 〔 認定 NPO 法人 コムサロン 21 仮認定 NPO 法人 姫路市介護サービス第三者評価機構 〕
市川町	条例（別表）で個別指定	なし
福崎町	条例（別表）で個別指定	なし
神河町	条例（別表）で個別指定	なし
相生市	規則で包括指定	県内に主たる事務所を有する認定 NPO 法人等
赤穂市	条例で包括指定	市内に主たる事務所を有する認定 NPO 法人等 （なし）
宍粟市	個別指定（告示等）	なし
たつの市	個別指定（告示等）	なし
太子町	条例（別表）で個別指定	認定 NPO 法人 ネットワーク太子の風
上郡町	個別指定（告示等）	なし
佐用町	個別指定（告示等）	なし
豊岡市	個別指定（告示等）	なし
朝来市	個別指定（告示等）	なし
篠山市	個別指定（告示等）	なし
洲本市	個別指定（告示等）	なし
南あわじ市	条例で包括指定	県内に主たる事務所を有する認定 NPO 法人等

《改正の概要》

(1) NPO 法人に関する事務を地方自治体で一元的に実施

① 所轄庁の変更

2 以上の都道府県に事務所を設置する NPO 法人の所轄庁事務は、その主たる事務所の所在する都道府県（従来の内閣府から変更）が、その事務所が1の指定都市区域内にのみ所在する NPO 法人にあってはその指定都市が行うようになった。

② 認定事務も地方自治体で実施

NPO 法人のうち、その運営組織および事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁（都道府県知事又は指定都市の長）の認定を受けることができるようになった（従来の国税庁長官による認定制度は廃止）。

(2) 制度の使いやすさと信頼性向上のための見直し

① 申請手続きの簡素化・柔軟化

定款の変更について、所轄庁の認証を要しない事項（役員の定数等）が追加され、また社会総会の決議について、書面等による社員全員の同意の意思表示に替えることができるようになった。

② 会計の明確化

NPO 法人が作成すべき計算書類のうち、「収支計算書」が「活動計算書」に変更された。

(3) 認定制度の見直し

① 認定基準の緩和

認定を受けるための基準が緩和され、また設立初期の NPO 法人には財政基盤が弱い法人が多いことから、1 回に限りスタートアップ支援として PST 基準を免除した仮認定（3 年間有効）制度が導入された。

② 認定の効果の拡充

認定 NPO 法人（仮認定を含む）への寄附者は、現行の所得税法上の所得控除の適用のほか、税額控除を選択することができるようになった（地方税とあわせて寄附金額の最大 50%）。